

第 1 回 定 例 会

平 成 27 年 度

予 算 案 関 係 資 料

茨 城 県

目 次

平成27年第1回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
平成27年度当初予算案の概要	
1 予算編成の基本的考え方	(4)
2 重点施策のポイント	(5)
3 平成27年度当初予算案の規模	(10)
4 歳入の状況	(11)
5 歳出の状況	(16)
6 財源確保対策	(18)
7 主な事業(平成27年度予算案の特色)	(20)
8 一般会計性質別内訳	(43)
9 一般会計款別内訳(歳入)	(44)
10 一般会計款別内訳(歳出)	(45)
11 特別会計	(48)
12 企業会計	(48)
債務負担行為一覧	(49)
条例その他の議案の概要	(54)
「事務事業再構築結果」主なものの一覧	(68)

予 算 19件 (一般会計 1件 特別会計 12件 企業会計 6件)

条例その他 43件 (条例 39件 その他 4件)

(注) この資料は、精査の結果、異動が生じることがある。

平成 27 年第 1 回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 平成 27 年度 茨城県一般会計予算
- 2 平成 27 年度 茨城県競輪事業特別会計予算
- 3 平成 27 年度 茨城県公債管理特別会計予算
- 4 平成 27 年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算
- 5 平成 27 年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算
- 6 平成 27 年度 茨城県母子・寡婦福祉資金特別会計予算
- 7 平成 27 年度 茨城県立医療大学付属病院特別会計予算
- 8 平成 27 年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算
- 9 平成 27 年度 茨城県農業改良資金特別会計予算
- 10 平成 27 年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 11 平成 27 年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 12 平成 27 年度 茨城県港湾事業特別会計予算
- 13 平成 27 年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算
- 14 平成 27 年度 茨城県病院事業会計予算
- 15 平成 27 年度 茨城県水道事業会計予算
- 17 平成 27 年度 茨城県工業用水道事業会計予算
- 17 平成 27 年度 茨城県地域振興事業会計予算
- 18 平成 27 年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算
- 19 平成 27 年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(条 例)

- 1 茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 2 茨城県自転車競走実施条例の一部を改正する条例
- 3 茨城県行政手続条例の一部を改正する条例
- 4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 7 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 8 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 9 茨城県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
- 10 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 11 茨城県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
- 12 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例の一部を改正する条例
- 13 茨城県立医療大学条例の一部を改正する条例
- 14 民生委員の定数を定める条例
- 15 茨城県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 16 茨城県健やか子ども基金条例の一部を改正する条例
- 17 茨城県介護基盤・処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 18 老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 19 介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 20 介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 21 介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 22 介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 23 茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
- 24 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 25 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 26 茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 27 茨城県立笠間陶芸大学の設置及び管理に関する条例
- 28 茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 2 9 茨城県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例
- 3 0 茨城県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 3 1 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 3 2 茨城県建築基準条例の一部を改正する条例
- 3 3 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例
- 3 4 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 3 5 茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 6 教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例
- 3 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 3 8 茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例
- 3 9 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(そ の 他)

- 4 0 包括外部監査契約の締結について
- 4 1 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 4 2 霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について
- 4 3 費用負担契約の締結について

平成27年度当初予算案の概要

1 予算編成の基本的考え方

- 我が国の経済は、駆け込み需要の反動減、円安による輸入物価の上昇など様々な課題が指摘されている中、月例経済報告での景気判断は、昨年9月、10月と連続して引き下げられ、国は、「景気は緩やかな回復基調が続いているものの個人消費等に弱さが見られる」としている。

県内の景気も基調的には緩やかに回復しているとされ、雇用状況も有効求人倍率が1.10倍と、21年9か月ぶりの水準まで改善しているが、業種別にみると、医療、介護、建築分野では人手不足である一方、一般事務職などはなお厳しい状況にある。

- 本県財政は、地方消費税率の引上げの平年度化等が見込まれること、これまでの歳入確保・歳出削減の取組などにより、県債管理基金からの繰替運用は13年ぶりに解消したものの、今後、社会保障関係費などの義務的経費の増加が見込まれることから、本県財政は依然として厳しい状況が続いている。

- また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、県内では毎年1万人を超える人口減少が進んでおり、地域間競争が激化するなか、元気な地域づくりをこれまで以上に強力に進めていく必要がある。

- このため、平成27年度の当初予算編成に当たっては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興に取り組むとともに、防災体制の強化や、風評被害の払拭等に必要な各種事業を計上した。

- また、県民一人ひとりが、質の高い生活環境のもとで安全、安心、快適に暮らすことができる「産業大県・生活大県」づくりを着実に推進するため、「茨城県総合計画」のもと、以下に掲げる重要政策に積極的に取り組むこととした。

- | | |
|--------------|---|
| 活力あるいばらきづくり | <ul style="list-style-type: none">国内外の競争に打ち勝つ力強い産業づくり日本や世界をリードする科学技術創造立県の実現日本の食を支える食料供給基地づくり人・もの・情報が活発に行き交う交流社会づくり |
| 住みよいいいばらきづくり | <ul style="list-style-type: none">医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり安全で安心して暮らせる社会づくりみんなで取り組む地球にやさしい環境づくり人にやさしい良好な生活環境づくり |
| 人が輝くいばらきづくり | <ul style="list-style-type: none">いばらきを担うたくましい人づくり豊かな人間性を育む地域づくり互いに認め合い支え合う社会づくり |

- また、国の平成26年度補正予算で措置された「地域消費喚起・生活支援型」の交付金を、県産品の販売促進、交流促進、茨城空港の利用促進、子育て家庭、シニア世代支援、ひとり親世帯等への支援に関する事業に、「地方創生先行型」の交付金を、雇用の創出、人材の確保、結婚・出産・子育て支援などの事業に活用して、平成26年度最終補正予算に計上し、平成27年度当初予算と一体的に実施する。

- 一方、復興を成し遂げ、「産業大県・生活大県」づくりを着実に進めていくためには、確固とした財政基盤の確立が重要であることから、「第6次行財政改革大綱」に基づき、徹底した行財政改革に取り組み、通常県債残高の縮減、繰替運用の解消など着実に財政健全化を図った。また、保有土地対策については、引き続き将来負担額の計画的な解消に努めていく。

国内経済... 1月23日付け月例経済報告（内閣府） 県内経済... 2月6日付け茨城県金融経済概況（日本銀行水戸事務所） 雇用情勢... 1月30日付け県内の雇用情勢の概況（茨城労働局）

2 重点施策のポイント

(1) 東日本大震災からの復旧・復興、防災体制の強化

防災体制の強化

(災害予防対策)

- ・緊急輸送道路や重要港湾の耐震強化岸壁の整備等
- ・海岸や河川河口部における堤防・護岸のかさ上げ、海岸防災林の整備等
- ・県立学校、警察施設等県有施設の耐震改修
- ・民間の大規模建築物等に係る耐震診断費への助成、耐震改修費助成制度の創設
- ・東日本大震災に関する資料の収集・整理

(災害応急対応)

- ・防災情報ネットワークシステムの再整備(平成28年度稼働予定)
- ・消防救急無線のデジタル化及び共同指令センターの整備に対する支援
- ・地域防災力の中核となる消防団の装備充実を図る市町村への助成

風評被害払拭のためのキャンペーンやイメージアップ

- ・都内における本県のアンテナショップ「茨城マルシェ」の運営
- ・「いばキラTV」による県政ニュースや地域情報等の動画配信
- ・県外及び海外メディアへのパブリシティ活動、関東ローカル局等でのPR
- ・本県への宿泊観光客等の回復のためのプレミアム付き宿泊券等の発行
- ・厳選した県産品を掲載したオリジナルギフトカタログの作成、割引販売
- ・インターネットを活用した農産物、菓子等加工品、工芸品の割引販売
- ・県産農林水産物及び加工品の直売等を行う「収穫祭」の開催
- ・本県水産物の販路拡大のための地魚消費促進プレゼントキャンペーンの実施

被災者生活再建支援

- ・被災した住宅復旧のための利子補給による支援
- ・被災者生活再建支援法適用外の被災者を救済するための補助

産業復興支援

- ・被災した中小企業等への資金の貸付

(2) 経済・雇用対策

経済対策

中小企業の資金繰り支援（中小企業融資資金貸付金）

- | | | |
|----------------------|-------|-------|
| ・東日本大震災復興緊急融資の継続 | 新規融資枠 | 240億円 |
| ・小規模事業者向け設備投資支援融資の創設 | 新規融資枠 | 10億円 |

海外への販路拡大支援

- ・海外展開を目指す中小企業の海外における販路拡大に対する支援
- ・農業者等の販路拡大等への支援、低コスト輸送技術試験等
- ・航空会社と一体となった本県観光のPR、海外からのツアー造成の促進等
- ・ベトナムとの交流推進のための官民協議会の設置、ベトナム語によるサイン体制の充実
- ・ベトナム人技能実習生の農業技能向上のための研修、ベトナムからの農業研究員の受入れ等

新たな産業の創出・育成

- ・医療・介護分野での従事者の負担軽減や患者等の自立支援を促進する機器開発の支援等
- ・国際博覧会への出展、博覧会の巡回展示、研究開発・実証試験・改良等への支援
- ・若手クリエイターの育成とビジネスマッチング支援、作品展の開催等

公共事業（特別会計・企業会計含む）

- | | |
|------------------------|----------|
| ・H27当初予算：1,465億円（対前年度比 | +26.5% |
| 補助：1,293億円（ | ” +30.9% |
| 単独：172億円（ | ” +0.9% |

雇用対策

事業規模	68億円（3,800人以上の雇用創出）	H26当初：98億円、4,500人
うち県事業	58億円（3,400人以上の雇用創出）	H26当初：80億円、3,800人

雇用創出

- 【震災等緊急雇用対応事業】 34億円、雇用創出人数：約1,300人
福祉・介護職員確保特別対策事業、児童福祉施設子育て支援体制緊急整備事業、中学校生活スタート支援事業、私立学校特色ある教育推進事業、私立幼稚園地域子育て支援サポートスタッフ配置事業、いばらきインターネットテレビ事業 など
- 【地域人づくり事業】 5億円、雇用創出人数：約160人
大卒等未就職者人材育成事業、いばらきアンテナショップ運営事業
- 【事業復興型雇用創出事業】 11億円、雇用創出人数：約2,000人
（国・県等から支援を受けている事業所に対する被災求職者等の雇用費用の助成）

従業員等の処遇改善

- 【処遇改善プロセス支援事業】 8億円
（処遇改善計画を策定し従業員の処遇改善を図る取組を支援）

人材の確保

- ・県内企業への就職促進のための合同就職面接会の開催、お試し就業の実施等

(3) 産業大県・生活大県づくりの推進

1 活力あるいばらきづくり

- (1) 国内外の競争に打ち勝つ力強い産業づくり
 - ・県内の工業団地に新規に立地する企業の用地取得費への支援制度の創設
 - ・医療・介護分野での従事者の負担軽減や患者等の自立支援を促進する機器開発の支援等(再掲)
 - ・海外展開を目指す中小企業の海外における販路拡大に対する支援(再掲)
 - ・若手クリエイターの育成とビジネスマッチング支援、作品展の開催等(再掲)
 - ・平成28年4月開校に向けた笠間陶芸大学校の体制整備及び対外周知活動の実施
- (2) 日本や世界をリードする科学技術創造立県の実現
 - ・国際フェア展への出展、フェアの巡回展示、研究開発・実証試験・改良等への支援(再掲)
 - ・外資系企業や国際会議等の誘致を促進するための体制整備等
- (3) 日本の食を支える食料供給基地づくり
 - ・農地中間管理機構が行う農地の集約化のための取組への支援
 - ・本県農林水産物のイメージアップによるブランド化の推進
 - ・学校給食における米飯及び米粉パン導入に係る掛かり増し経費の助成等
 - ・茨城県産米を対象としたプレミアム商品券の発行、割引販売
- (4) 人・もの・情報が活発に行き交う交流社会づくり
 - ・つくばりんりんロードと霞ヶ浦周辺のサイクリングコースの整備・活用による地域の活性化
 - ・移住等のための相談窓口の都内への設置、情報発信のためのポータルサイトの開設等
 - ・アートフェスティバルの開催に向けた作品制作や広報活動
 - ・常陸秋そばの認知度を高めるためのフェア、スタンプラリーの実施
 - ・東京農業大学との連携による持続可能な中山間アグリビジネスモデルの創出
 - ・中山間地域における水田から畑地への転換等を行う基盤整備に対する助成
 - ・全県的なおもてなし気運醸成のための県民大会の開催、観光マイスター制度の創設
 - ・茨城空港の就航先からの誘客のためのモニターツアー等
 - ・航空旅行需要を喚起するための空港ビル内利用券、ギフトカタログの交付等

2 住みよいいばらきづくり

- (1) 医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり
 - ・県内出身者及び地域枠入学者に対する医師修学資金の貸与
 - ・若手医師対象の特訓ゼミの開催やシミュレーション研修の実施等
 - ・スポーツ整形外科に関する後期研修医プログラムの作成、実践フィールドの整備等
 - ・筑西市民病院と県西総合病院の再編統合による新中核病院整備等に対する助成
 - ・医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステムの充実
 - ・介護保険制度の改正に伴い必要となる生活支援コーディネーターの養成等
 - ・障害者の工賃向上を図るための共同受発注センターの活動強化等
 - ・障害者の工賃向上に取り組む事業所への支援
 - ・障害者差別解消のための条例施行に伴う相談体制の整備等
 - ・ひとり親家庭等に対する学習応援のための図書カードの配布
 - ・生活困窮者自立支援法の施行に伴う自立等の支援、住居確保給付金の給付
 - ・いばらき出会いサポートセンターにおける相談体制の充実、マリッジサポーターの活動への支援強化
 - ・結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援のための相談体制等の強化
 - ・保育士・幼稚園教諭確保のための子育て人材支援センターの設置等
 - ・子育て家庭がプレミアム商品券を購入する際の割引の実施
- (2) 安全で安心して暮らせる社会づくり
 - ・自動車盗対策のための捜査資機材の充実

- ・二セ電話詐欺に対する注意喚起、捜査資機材の充実
- ・つくば警察署（仮称）の整備に向けた基本設計、神栖警察署（仮称）の建設等

(3) みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり

- ・ 涸沼のラムサール条約登録に向けた取組等
- ・ 荒廃した森林の緊急間伐や未利用間伐材の搬出促進及び林業専用道の整備等
- ・ 松くい虫の被害により荒廃した海岸防災林の保全及び機能強化

(4) 人にやさしい良好な生活環境づくり

- ・ 歴史的風致維持向上計画重点区域（水戸三の丸地区）における水戸三高外柵等の改修

3 人が輝くいばらきづくり

(1) いばらきを担うたくましい人づくり

- ・ 外国人旅行者への観光案内を通しての高校生の英語学習に対する支援
- ・ 寄附金を活用した高校生の短期海外留学に対する支援
- ・ 中学校数学の学力向上のための教材作成、補充指導等の実施
- ・ 国際教育、先進的理数教育を行う私立高等学校等に対する支援
- ・ 私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対する経常費助成の充実
- ・ 特別支援学校における不足教室の解消や普通教室の空調設備等の整備

(2) 豊かな人間性を育む地域づくり

- ・ 文化芸術の鑑賞・体験機会の提供、県内各地の伝統文化のデータベース化
- ・ 全国障害者スポーツ大会本県開催に向けた準備及び選手育成・強化
- ・ 国民体育大会本県開催時に会場となる県営体育施設の改修等
- ・ 廃校を活用した埋蔵文化財センターの整備

(3) 互いに認め合い支え合う社会づくり

- ・ 地域課題の解決や団体の活性化に取り組む若者団体等への支援、若者ネットワークの構築等
- ・ ウィメンズ・パワースタッフ会議の提言を踏まえた女性団体等の企画提案への支援、トップセミナーの開催等
- ・ 女性や若者が事業を開始する場合の資金の貸付

(4) 財政健全化に向けた取組

第6次行財政改革大綱（平成24年度～平成28年度）

財政健全化目標

- ・ 健全化判断比率の改善、県債残高（特例的県債除き）の縮減、プライマリーバランス（臨時財政対策債除き）の黒字化、県債管理基金からの繰替運用の縮減
これらの目標を踏まえて予算を計上
県債管理基金からの繰替運用を13年ぶりに解消

県保有土地対策による将来負担額の縮減等

- ・ 土地処分の遅延により将来負担額が増加しないよう、早期の土地処分に取り組むとともに、県保有土地対策に取り組み、将来負担額を縮減
平成26年度最終補正予算で、将来負担対策の前倒しを実施予定
平成27年度対策額（一般財源ベース）37億円程度

歳出改革

- ・ 人件費の抑制、公共投資の縮減・重点化、事務事業の見直しなど
平成27年度の財源確保額（一般財源ベース）43億円程度 H26当初：53億円

歳入の確保

- ・ 県税滞納額の縮減、県有財産の有効活用、収入未済額の縮減など
平成27年度の財源確保額（一般財源ベース）17億円程度 H26当初：17億円
平成26年度最終補正予算で、一般財源基金への積立てを実施予定

(参考) 地域住民生活等緊急支援のための交付金(地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型)活用事業

国補正予算による二種類の交付金(地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型)を活用し、「県産品の販売促進」、「交流促進、茨城空港の利用促進」、「子育て家庭、シニア支援」、「ひとり親家庭等への学習支援」に加え、「世界に開かれたいばらきづくり」、「女性が輝く社会づくり」、「県北地域の振興」などの事業を実施。

地域消費喚起・生活支援関連事業 (全てH 26補正計上: 26億円)

- (1) 県産農林産物、工芸品などの県産品の消費拡大
 - ・インターネットの活用やギフトカタログによる県産品消費の促進
 - ・木造住宅建築への助成による地域材の消費拡大
- (2) 交流促進、茨城空港の利用促進
 - ・いばらきプレミアム宿泊券、周遊券の販売
 - ・ギフトカタログのプレゼント等を通じた茨城空港の利用促進
- (3) 子育て家庭、シニア世代支援
 - ・子育て家庭、シニア世代がプレミアム商品券を購入する際の割引の実施
- (4) ひとり親家庭等への学習支援
 - ・ひとり親家庭等への図書カードの配布

地方創生先行型関連事業 (全てH 26補正計上: 16億円)

- (1) 地方における安定した雇用を創出する
新産業の創出と産業技術拠点の形成(業種横断的)
 - ・介護従事者の負担軽減、患者等の自立支援につながる機器開発の支援、外資系企業や国際会議等の誘致促進のための体制整備など地方での人材育成
 - ・平成28年4月開校に向けた笠間陶芸大学校開設準備など
- (2) 地方への新しいひとの流れをつくる
 - ・移住等のための相談窓口の都内への設置、常陸秋そばの認知度を高めるためのフェア等の開催、お試し就業の実施など
- (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・マリッジサポーターの活動への支援の強化、女性団体、若者団体の活動支援など
- (4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
連携による地域の活性化(商工業、農業、観光・芸術など)
 - ・県北でのアートフェスティバル開催、サイクリングロードの活用等による観光の振興など
 - ・中山間地域での持続可能なアグリビジネスモデルの創出など

3 平成27年度当初予算案の規模

平成27年度当初予算案の一般会計の規模は、1兆1,613億43百万円、対前年度当初比+6.5%。

- ・ 歳出規模が+6.5%となったのは、緊急輸送道路整備等の公共事業を中心に東日本大震災関連予算が増えたこと、地方消費税率の引上げの影響が平年度化することによる税交付金の増加が主な要因。
- ・ 東日本大震災関連予算と、税交付金の増分を除いた比較では、徹底した事務事業の見直し等も反映し、+1.9%(地方財政計画の伸び率(+2.3%))。

(単位：百万円、%)

区 分	H 26	H 27	増減率	東日本大震災関連分
一般会計	1,090,398 (986,690)	1,161,343 (1,005,374)	6.5 (1.9)	H26 103,708 H27 130,539
特別会計	295,312 (295,229)	333,700 (333,686)	13.0 (13.0)	H26 83 H27 14
企業会計	141,839 (141,493)	121,802 (121,635)	14.1 (14.0)	H26 346 H27 167
計	1,527,549 (1,423,412)	1,616,845 (1,460,695)	5.8 (2.6)	H26 104,137 H27 130,720

(注)()内は、東日本大震災関連予算、税交付金の増分を除いた額及び伸び率

【当初予算額の推移】

区 分	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
当初予算額	兆75億円	兆40億円	兆1,070億円	兆785億円	兆904億円	兆1,613億円
対前年度増減額	1億円	352億円	67億円	293億円	119億円	709億円

【当初予算伸び率の推移】

(単位：%)

区 分	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
県一般会計	2.3	0.8	0.8	0.8	3.5	0.3	1.9	0.1	3.3	6.5	2.6	1.1	6.5
					(1.5)		(0.1)		(0.5)	(3.7)	(1.1)	(0.3)	(1.9)
地財計画	1.5	1.8	1.1	0.7	0.0	0.3	1.0	0.5	0.5	2.1	0.2	1.3	2.6
県一般歳出	2.0	2.3	1.2	1.2	1.1	0.0	0.7	0.2	0.8	3.0	0.1	1.4	2.6
国一般会計	0.7	0.4	0.1	3.0	4.0	0.2	6.6	4.2	0.1	2.2	2.5	3.5	0.5
国一般歳出	0.1	0.1	0.7	1.9	1.3	0.7	9.4	3.3	1.2	5.2	4.2	4.6	1.6

(注)()内は、特殊要因を除いた伸び率

H 19: 住宅供給公社・土地開発公社対策

H 21: 開発公社対策及び国営土地改良地元負担金繰上償還

H 23: 住宅供給公社対策

H 24~ H 26: 東日本大震災関連

H 27: 東日本大震災関連及び地方消費税率引上げの影響の平年度化による税交付金の増

4 歳入の状況

【歳入（主な款別内訳）の前年度比較】

（単位：百万円、％）

区 分	H 26	H 27	増 減	増減率	備 考
県 税	327,515	356,966	29,451	9.0	
地方譲与税	51,673	52,215	542	1.0	地財計画 2.6
地方交付税	184,973	199,688	14,715	8.0	地財計画 0.6
国庫支出金	125,329	136,578	11,249	9.0	
県 債	150,017	145,292	4,725	3.1	地財計画 8.6
うち臨時財政対策債	95,700	77,400	18,300	19.1	地財計画 19.1
繰入金	41,691	28,610	13,081	31.4	
その他歳入	209,200	241,994	32,794	15.7	
合 計	1,090,398	1,161,343	70,945	6.5	

県税

県税は、3,570億円の計上で、対前年度比+9.0%、295億円の増。

- ・ 県税収入総額は、地方消費税率引上げの影響が平年度化すること、税制改正などによる法人事業税の増などにより+9.0%、295億円の増加。
- ・ 実質的県税ベース（県税、地方消費税清算金及び地方法人特別譲与税の合計額）では、前年度比+9.4%、366億円の増で、4,283億円。
- ・ 地方消費税は、税率の引上げの影響の平年度化により、前年度比+23.3%、127億円の増で、674億円。
- ・ 軽油引取税は、前年度徴収猶予分の収入による増により、前年度比+2.7%、8億円の増で、324億円。

【主な税目の前年度比較】

（単位：百万円、％）

税 目	H 26	H 27	増 減	増減率	増減の主な理由
法人二税	67,108	78,622	11,514	17.2	税制改正等による増
個人県民税	103,544	108,421	4,877	4.7	課税所得の増
地方消費税	54,706	67,429	12,723	23.3	税率引上げの平年度化による増
軽油引取税	31,573	32,413	840	2.7	前年度徴収猶予分の収入による増
自動車取得税	2,416	2,624	208	8.6	エコカー減税の見直しによる増
県税収入計	327,515	356,966	29,451	9.0	

【実質的県税の前年度比較】

(単位：百万円、%)

区 分	H 26	H 27	増 減	増減率	備 考
県 税 収 入	327,515	356,966	29,451	9.0	
地方消費税清算金	16,961	23,521	6,560	38.7	
+	344,476	380,487	36,011	10.5	地財計画 16.2
地方法人特別譲与税	47,193	47,804	611	1.3	
実質的県税 + +	391,669	428,291	36,622	9.4	地財計画 13.7

【県税伸び率の推移】

(単位：%)

区 分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
当初予算額ベース	7.8	21.4 (9.2)	1.1	16.4	15.9	3.7	0.0	2.8	4.0	9.0
地方消費税清算金及び 地方法人特別譲与税含み	7.4	18.4 (6.9)	0.4	11.3	12.0	6.0	0.7	1.7	7.2	9.4

(注)()内は、税源移譲を除いた伸び率

【地方消費税の引上げに伴う対応】

(単位：百万円)

地方消費税の税率引上げ(1%→1.7%)に伴う増収額186億円(都道府県間清算及び市町村交付金交付後)については、その全額を社会保障施策に要する経費の財源に充当。

消費税及び地方消費税：税率8%(国6.3%、地方1.7%)

[区 分]

(歳入) 地方消費税の税率引上げに伴う増収額	18,592
(歳出) 社会保障施策に要する経費合計	151,072
(うち一般財源)	135,258

(参考) 地方消費税の税率引上げに伴う増収額の充当内訳

医 療	8,467
介 護	3,480
少 子 化 対 策	4,015
その他社会保障施策	2,630
合 計	18,592

[主な事業]

医療

・国民健康保険基盤安定対策費負担金	1,867
(うち低所得者保険料軽減措置の拡充)	1,796
・後期高齢者医療基盤安定対策費負担金	476
(うち低所得者保険料軽減措置の拡充)	196
・後期高齢者医療給付費負担金	1,915
・特定疾患治療研究費	645
・地域医療介護総合確保基金積立金(医療分)	689
・小児医療費助成事業費	529

介護

・介護保険費(介護給付費負担金等)	2,091
(うち介護報酬改定による介護職員の処遇改善等)	656
・地域医療介護総合確保基金積立金(介護分)	553

少子化対策

・子ども・子育て支援新制度関連事業費	1,715
・小児医療費助成事業費(再掲)	529

その他

・障害福祉支援費(自立支援給付費等)	2,085
--------------------	-------

地方交付税等

地方交付税は、1,997億円、対前年度比+8.0%、147億円の増。
(うち震災復興特別交付税327億円)

臨時財政対策債は、774億円、対前年度比 19.1%、183億円の減。

- ・ 普通交付税については、平成26年度の算定結果をもとに、平成27年度の地方財政対策の内容等を踏まえ算定し、前年度比+1.2%、20億円増の1,650億円を計上。
- ・ 特別交付税については、前年度同額の20億円。震災復興特別交付税については、復興関連事業の増加により前年度比+63.7%、127億円増の327億円を計上。
- ・ また、臨時財政対策債は前年度比 19.1%、183億円減の774億円を計上。
- ・ この結果、地方交付税(震災復興特別交付税を除く)と臨時財政対策債を合わせた実質的交付税は2,444億円となり、前年度比 6.3%、163億円の減。

【実質的交付税の前年度比較】

(単位：百万円、%)

区 分	H 26	H 27	増 減	増減率	地財計画
地方交付税	184,973	199,688	14,715	8.0	0.6
普通交付税	163,000	165,000	2,000	1.2	0.8
特別交付税(通常分)	2,000	2,000	-	-	
震災復興特別交付税	19,973	32,688	12,715	63.7	3.1
臨時財政対策債	95,700	77,400	18,300	19.1	19.1
実質的交付税 + +	260,700	244,400	16,300	6.3	5.3

県債

県債は、1,453億円の計上で、対前年度比 3.1%、47億円の減。

- ・ 地方債の対象事業に充当できる国の地域元気臨時交付金(平成26年度当初：60億円)の活用期間の終了及び平成27年度県内全線開通に向け工事が進められている首都圏中央連絡自動車道に係る増加分(66億円)、退職手当増加分等の要因はあるものの、臨時財政対策債の減により、3.1%と県債全体では縮減。
- ・ 公共投資に充てた県債計上額は589億円で、前年度比+23.4%、112億円の増となっているが、上記の特殊要因を除いたベースでは縮減。
- ・ 通常県債(公共投資に充てる県債、退職手当債及び第三セクター等改革推進債)に係る県債残高は、平成27年度末(見込)では1兆2,694億円となり、平成26年度末(見込)に比べ255億円縮減。
- ・ 予算額に占める県債の割合を示す県債依存度は、県債発行額が減少したため12.5%と1.3ポイント減少(前年度当初：13.8%)。
- ・ 一方、特例的県債に係る県債残高は、臨時財政対策債の発行額が減少するものの、平成27年度末(見込)は8,972億円。これにより、通常県債と特例的県債を合わせた県債残高は、平成27年度末見込みで2兆1,666億円。

【県債の前年度比較】

(単位：百万円、%)

区 分	H 26	H 27	増 減	増減率	備 考
通常県債	54,317 [60,317]	67,892	13,575 [7,575]	25.0 [12.6]	H26は地域の元 気臨時交付金を 活用(60億円)。 通常県債の[] は交付金を県債 に含めた場合
公共投資に充てた県債 (東日本大震災関連)	47,717 (9,080)	58,892 (7,667)	11,175 (1,413)	23.4 (15.6)	
(東日本大震災関連除き)	(38,637)	(51,225)	(12,588)	(32.6)	
退職手当債	6,600	9,000	2,400	36.4	
特例的県債	95,700	77,400	18,300	19.1	臨時財政対策債
合 計	150,017	145,292	4,725	3.1	地財計画 8.6

【県債残高の推移】

(単位：兆円)

区 分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
通常県債	1.43	1.42	1.40	1.41	1.41	1.39	1.35	1.33	1.29	1.27
公共投資に充てた県債・退職手当債	1.43	1.42	1.40	1.41	1.37	1.35	1.32	1.30	1.27	1.24
特例的県債	0.28	0.30	0.34	0.43	0.53	0.61	0.70	0.77	0.85	0.90
合 計	1.71	1.72	1.74	1.84	1.94	2.00	2.05	2.10	2.14	2.17

(注) H 25までは決算額、H 26は9月補正後見込、H 27は当初予算時見込

「特例的県債」：地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的な県債
(臨時財政対策債、減収補填債など)

繰入金

財源不足に対する緊急避難的措置としての県債管理基金からの繰替運用は、
県税収入の増や歳出改革・歳入確保に向けた取り組みにより解消。

- ・ 県債管理基金からの繰替運用については、県税収入の増加や歳出改革・歳入確保に向け
た取り組みにより、当初予算における予算計上を平成14年度以来13年ぶりに解消。

【繰入金(一般財源分)の前年度比較】

(単位：百万円、%)

区 分	H 26	H 27	増 減	増減率	備 考
県債管理基金からの繰替運用	6,000	-	6,000	皆減	
特別会計繰入金	189	162	27	14.3	市町村振興資金
合 計	6,189	162	6,027	97.4	

- ・ 実質的県税、実質的交付税、震災復興特別交付税、繰入金（一般財源分）とその他の地方譲与税等を合わせた実質的な一般財源総額は、7,232億円となり、対前年度比（平成26年度：県債管理基金からの繰替運用除き）328億円の増（+4.8%）。
- ・ 震災復興特別交付税を除いた一般財源総額は、6,905億円となり、対前年度比で201億円の増（+3.0%）

【一般財源総額の前年度比較】

（単位：百万円、%）

区 分	H 26	H 27	増 減	増減率	備 考
実質的県税	391,669	428,291	36,622	9.4	地財計画 13.7
実質的交付税	260,700	244,400	16,300	6.3	地財計画 5.3
震災復興特別交付税	19,973	32,688	12,715	63.7	地財計画 3.1
繰入金（一般財源分）	6,189	162	6,027	97.4	
その他の地方譲与税等	17,883	17,669	214	1.2	
合 計	696,414	723,210	26,796	3.8	
県債管理基金からの繰替運用除き	690,414	723,210	32,796	4.8	
〃 及び震災復興特別交付税除き	670,441	690,522	20,081	3.0	地財計画 2.0

（注）その他の地方譲与税等は、地方法人特別譲与税以外の地方譲与税及び地方特例交付金等の合計額

県税（地方消費税清算後）+ 地方譲与税 + 実質的交付税（震災復興特別交付税除き）+ 地方特例交付金の伸び率

5 歳出の状況

【歳出（性質別内訳）の前年度比較】

（単位：百万円、％）

区 分	H 26	H 27	増 減	増減率	備 考
義務的経費	487,289	490,219	2,930	0.6	
人件費	320,539	323,246	2,707	0.8	地財計画 0.0
公債費	145,549	144,729	820	0.6	地財計画 0.9
扶助費 (社会保障関係費)	21,201 (127,018)	22,244 (135,712)	1,043 (8,694)	4.9 (6.8)	
投資的経費	151,669	184,881	33,212	21.9	
補助投資	108,808	142,444	33,636	30.9	
単独投資	42,861	42,437	424	1.0	地財計画 0.9
一般行政費	350,832	357,756	6,924	2.0	
税交付金等	100,608	128,487	27,879	27.7	
合 計	1,090,398	1,161,343	70,945	6.5	地財計画 2.6

義務的経費

義務的経費は、対前年度比+0.6%、4,902億円を計上。歳出全体に占める構成比は42.2%（前年度44.7%）。

- ・ 人件費は、退職手当の増（H26）305億円（H27）330億円）及び給与改定等により、+0.8%。
- ・ 公債費は、臨時財政対策債の元金償還が増加するものの、過去に発行した高利率の県債残高の減少により利子が減少することにより、0.6%。
- ・ 扶助費は、難病患者への医療費助成に係る対象疾患の拡大などにより、+4.9%。

投資的経費

投資的経費は、緊急輸送道路整備や津波対策など東日本大震災関連事業の拡充などにより、総額1,849億円を計上、対前年度比+21.9%（公共+28.0%、その他投資+5.6%）。

[国補公共]

- ・ 国補公共事業（特別・企業会計含み）のうち、補助事業については、東日本大震災関連の防災体制の強化事業として、緊急輸送道路の整備や津波対策事業の所要額を計上。
- ・ また、高速道路のアクセス道路等緊急性の高いプロジェクトに重点化するとともに、通学児童生徒の安全対策などにも必要額を確保。農林水産業関係については、農業改革を推進するための、ほ場や畑地基盤整備、森林湖沼環境税による間伐等について必要額を確保。
- ・ 直轄事業（首都圏中央連絡自動車道、常陸那珂港区等）については、所要額を計上。国補公共事業全体としては、前年度比+30.9%の1,293億円を計上。

[県単公共]

- ・ 県単公共事業（特別会計・企業会計含み）については、市町村合併支援道路の受託事業が増加する（平成26年度：17億円 平成27年度：23億円）ことなどから、前年度比+0.9%。

[公共事業全体]

- ・ 平成27年度の規模は、前年度比+26.5%の1,465億円。（一般会計：前年度比+28.0%）復興分を除くと、+5.3%の827億円。

[その他投資（一般会計）]

- ・ その他投資については、県営体育施設再編整備費の増などにより、前年度比+5.6%。

【公共事業費（特別会計、企業会計含み）の前年度比較】 (単位：百万円、%)

区 分	H 26	H 27	増減	増減率	備 考
国補公共事業費	98,799 (62,577)	129,321 (66,337)	30,522 (3,760)	30.9 (6.0)	国予算 1.2
補 助 事 業	79,603 (47,278)	103,233 (43,610)	23,630 (3,668)	29.7 (7.8)	
直轄事業負担金	19,196 (15,299)	26,088 (22,727)	6,892 (7,428)	35.9 (48.6)	
県単公共事業費	17,079 (15,954)	17,225 (16,361)	146 (407)	0.9 (2.6)	
合 計	115,878 (78,531)	146,546 (82,698)	30,668 (4,167)	26.5 (5.3)	

括弧書きは、東日本大震災関連分除き（通常）分で内数
国予算の増減率は、復興予算を含む。なお、地財計画の通常収支分は 0.9%。

一般行政費

一般行政費は、風評被害払拭のためのキャンペーンやイメージアップなどに引き続き積極的に取り組むとともに、経済・雇用対策や、産業大県・生活大県づくりの着実な推進に重点的に取り組むため、必要額を計上。

26年度最終補正予算で計上する国交付金（地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型）事業と一体的に実施。

一方、事務事業の徹底した見直しによる歳出削減も継続して実施。

この結果、対前年度比+2.0%の3,578億円を計上。

- ・ 東日本大震災復興基金を活用するなどして、風評被害払拭などの取組を引き続き実施。
- ・ 予算要求時に「重要政策等特別枠」として次のテーマを設定し、施策の重点化と部局横断的な施策の充実強化を図る観点に立って約93億円、176事業を予算化。

人口減少対策 国際化施策 女性施策
 県北振興施策 その他部局課題

6 財源確保対策

(1) 平成27年度の財源確保額

- 平成26年度当初予算編成時点において、約110億円と見込まれた平成27年度の収支不足額は、県税収入の増等により60億円程度となったところ。
- この収支不足額60億円について、更なる歳出改革、歳入確保に向けた取り組みによって財源を確保し、財源不足に対する緊急避難的措置としての県債管理基金からの繰替運用を解消。

【財源確保対策の状況（一般財源ベース）】 (単位：億円)

区 分	平成27年度の財源確保額
収支不足見込額 A	60
歳出改革に向けた取り組み	43
(1) 人件費の抑制	7
(2) 公共投資の縮減・重点化	-
(3) 事務事業の見直し	36
事務事業の再構築(シーリング含む)	34
公債費負担の抑制	2
歳入確保に向けた取り組み	17
(1) 自主財源の確保	14
(2) 特別会計等資金の活用	3
財源確保額 合計 B	60
財源不足額 (A - B)	-

東日本大震災関連で確保した財源分は除く。

県債管理基金からの繰替運用を13年ぶりに解消

(2) 平成27年度の財源確保対策の具体的内容（一般財源ベース）

【歳出改革に向けた取り組み】

- 人件費の抑制（7億円程度）
 - 職員数の削減（約110人）
 - 給与カット
 - 特別職の給料月額のカット 20%～13%
- 公共投資の縮減・重点化（36億円程度）(歳出ベース)
 - 国補公共事業 8.3%（東日本大震災関連、直轄事業負担金を除く。）
 - 県単公共事業 0.9%（東日本大震災関連、受託事業を除く。）
- 事務事業の見直し（36億円程度）
 - 事務事業の再構築（約34億円）
 - （要求シーリング12億円程度を含む）
 - 補助金の廃止・縮減
 - 県の役割分担を踏まえた補助金の見直し

- 一般行政施策の重点化
 - ・ 経常的経費の見直し等
 - 財源構成の見直し
 - ・ 特定財源の活用
- (2) 公債費負担の抑制(約2億円)

【歳入確保に向けた取り組み】

1. 自主財源の確保(14億円程度)
 - (1) 県税収入の確保(約7億円)
 - (2) 県有未利用財産の売却(約3億円)
 - (3) 受益者負担の適正化(約4億円)
 - ・ 収入未済額の縮減等
2. 特別会計等資金の活用(3億円程度)
 - (1) 市町村振興資金特別会計資金の活用(約2億円)
 - (2) 競輪事業特別会計資金の活用(約1億円)

見直し事業の主なものは「 「事務事業再構築結果」主なものの一覧」のとおり。

7 主な事業（平成27年度予算案の特色）

注）地域住民生活等緊急支援のための交付金関連事業については、行頭に下線（新又は拡）を付したうえ、交付金の額（H26補正予算計上）を【 】内に外数で表示

（百万円）

1 東日本大震災からの復旧・復興、防災体制の強化

H27総額：1,307億円
（一般会計：1,305億円）

（ ）：H26当初予算

防災体制の強化

災害予防対策

- ・ **緊急輸送対策強化事業（公共）** 30,072
 （緊急輸送道路や重要港湾の耐震強化岸壁の整備等） (22,353)
 復興みちづくりアクションプラン等に基づく緊急輸送道路の整備
 ・事業内容：交通危険箇所の解消（橋梁の耐震化等） 交通阻害箇所の改善等
 ・事業期間：救援支援活動に資するネットワークの機能確保は平成27年度で整備完了
 ・主な事業箇所：橋梁の耐震化 60箇所 8,075百万円
 交通阻害箇所の改善 10箇所 4,756百万円
 津波対策（代替路整備）：11箇所 6,127百万円
 茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区の水深1.2m耐震強化岸壁の整備（国直轄事業）
- ・ **津波対策強化事業（公共）** 24,478
 （海岸や河川河口部における堤防・護岸のかさ上げ、海岸防災林の整備等） (7,819)
 ・事業期間：平成25～27年度（3年間）
 ・主な事業箇所：河川海岸 20箇所 14,734百万円
 港湾区域 5箇所 5,338百万円
 海岸防災林等：13箇所 4,406百万円
- ・ **県有施設耐震強化事業** 3,360
 （県立学校、警察施設等県有施設の耐震改修） (4,981)
 ・主な箇所：（県立学校）常陸大宮高管理普通教室棟、真壁高管理棟 等
 （警察施設）運転免許センター、警察学校研修センター寮 等
- 拡 大規模建築物等耐震化支援事業** 37
 （民間の大規模建築物等に係る耐震診断費への助成、耐震改修費助成制度の創設） (22)
 ・事業主体：市町村
 ・補助対象：以下に該当する建築物（昭和56年以前築）
 （1）耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられた建築物
 （2）県が指定する民間避難所等の防災拠点施設
 （3）県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難沿道建築物
 （4）耐震改修促進法による特定建築物
 ・補助率：診断（（1）～（4））：市町村補助額の1/2又は事業費の1/6のいずれか低い額
 改修（（1）のみ）：市町村補助額の1/2又は事業費の5.75%のいずれか低い額
- 新 東日本大震災記録資料収集等事業** 18
 （東日本大震災に関する資料の収集・整理）
 ・収集内容：企業や個人の体験談、個人で撮影した写真・動画、書籍・記録本、津波や地震の衝撃により被災し破壊されたもの等
 ・訪問収集先：約1,200箇所（事業所、自主防災組織、学校等）
 ・整理方法等：資料の体系化、動画の編集、パネル作成、公開方法の検討

災害応急対策

- 新 新たな浸水想定区域図作成事業（公共）** 252
（水防法等の改正に伴う新たな浸水想定区域図の作成等）
・事業内容：浸水想定区域図の見直しを行うための測量等
・実施箇所：16河川（涸沼川（笠間）、桜川（土浦）、恋瀬川（石岡）（新規作成）等）
・事業期間：平成27～28年度
平成29年度に指定・告示予定
- 新 大規模盛土造成地マップ作成費補助事業** 18
（市町村が行う大規模盛土造成地マップの作成等に対する助成）
・背景：国が平成28年度までにマップの公表率を50%に設定
・補助内容：大規模盛土造成地の調査、マップの作成等
作成後は各市町村で公表
・補助対象：全市町村
・補助率：国1/3、（県1/6）、市町村1/2
・事業期間：平成27～29年度
- 新 山地災害危険地区等調査事業** 20
（山地災害防止のための危険地区等に係る状況調査の実施）
・事業内容：山地災害危険地区、既存治山施設の状況調査
・実施箇所：16市町（山腹崩壊、地すべり危険地区等）
・事業期間：平成27～29年度
- ・ **防災情報ネットワークシステム再整備事業** 3,109
（防災情報ネットワークシステムの再整備） (3,348)
・事業内容：衛星・地上回線により県・市町村・防災関係機関をネットワーク化
・総事業費：5,259百万円
・スケジュール：平成26～27年度：整備、平成28年度：稼働
- ・ **消防救急無線デジタル化共同整備等事業** 500
（消防救急無線のデジタル化及び共同指令センターの整備に対する支援） (500)
・事業内容：消防救急無線基地局、共同指令センター指令システムの整備等
・事業主体：市町及び一部事務組合
・整備工事費：8,009百万円（うち県負担額：1,300百万円）
・スケジュール：平成25～27年度：整備、平成28年度：稼働
- 新 消防団充実強化推進事業（26地方創生先行）** 【30】
（地域防災力の中核となる消防団の装備充実を図る市町村への助成）
・対象品目：消防団装備基準改正により必要となる装備（救命胴衣、トランシーバー等）
・補助率：1/2（基準額2,800円×団員数を上限）、市町村の財政力指数に基づき交付
・事業期間：平成27～29年度
- 風評被害払拭のためのキャンペーンやイメージアップ**
- ・ **いばらきアンテナショップ運営事業** 108
（都内における本県のアンテナショップ「茨城マルシェ」の運営） (108)
・場所：東京都中央区銀座一丁目
・営業時間：物販10:30～20:00 レストラン11:00～23:00

- ・ **いばらきインターネットテレビ事業** 239
 (「いばキラTV」による県政ニュースや地域情報等の動画配信) (239)

 - ・ 放送内容：ライブ番組 2回程度/月(平成26年度までは2時間/日)
 オンデマンド番組 7番組/週
 - ・ 編成方針：オンデマンド番組に重点化し、県施策と連動したコンテンツ等を充実
 (世界に向けた動画コンテンツの拡充、本県の特徴ある光景の4K映像収集等)

- 拡 県外メディア活用魅力発信強化事業(26地方創生先行(一部))** 52【25】
 (県外及び海外メディアへのパブリシティ活動、関東ローカル局等でのPR) (52)

 - ・ 事業内容：首都圏メディア関係者への取材誘致活動、PR資料作成等
 : 関東ローカル局及び茨城空港就航先のテレビ局での本県CMの放送
 : ベトナム、マレーシア等の海外メディア関係者へのPR、取材誘致活動等

- 拡 いばらきプレミアム観光推進事業(26消費喚起)** 【450】
 (本県への宿泊観光客等の回復のためのプレミアム付き宿泊券等の発行) (57)

 - プレミアム付き宿泊券の発行
 - ・ 対象施設：県内のホテル、旅館、民宿等の宿泊施設
 - ・ 割引率：50%(額面5,000円、利用者負担2,500円)
 - ・ 発行数：60,000枚
 - 周遊券の発行
 - ・ 割引対象：観光施設入場料、レジャー体験料、タクシー・レンタカー代等
 - ・ 割引率：50%(額面8,000円、利用者負担4,000円)
 - ・ 発行数：30,000枚
 - 販売方法：対面(茨城マルシェ、県外の観光キャンペーン等)及びインターネット販売
 - 販売期間：夏季(6月1日~)及び秋冬季(9月1日~)

- 新 海水浴客誘客対策事業(26消費喚起)** 【70】
 (本県の海水浴客の誘客促進のための海水浴場駐車場無料券付きマリン券の発行)
 対象市町：海水浴場を設置している8市町(北茨城市、高萩市、日立市、ひたちなか市、大洗町、鉾田市、鹿嶋市、神栖市)

 - マリン券+海水浴場駐車場無料券の発行
 - ・ 対象施設：対象市町のホテル、民宿等の宿泊施設、入浴施設、お土産店、食事処等
 - ・ 割引率：50%(額面10,000円、利用者負担5,000円)
 - ・ 発行数：6,000枚
 - 販売方法：対面(茨城マルシェ、県外の観光キャンペーン等)及びインターネット販売
 (観光いばらきHP)
 - 販売期間：夏季(7月1日~)

- 新 いばらきプレミアム商品カタログ販売促進事業(26消費喚起)** 【173】
 (厳選した県産品を掲載したオリジナルギフトカタログの作成、割引販売)

 - ・ 対象品目：農林水産物、加工品、工芸品等100商品程度
 - ・ 取扱店：農林水産関係団体、商工関係団体、茨城マルシェ等
 - ・ 割引率：33%(6,000円 4,000円/冊で販売(県補助：2,000円))
 - ・ 発行数：50,000冊

- 新 県産品インターネット販売促進事業（26消費喚起）** **【124】**
 （インターネットを活用した農産物、菓子等加工品、工芸品の割引販売）
- ・事業主体：県観光物産協会
 - ・対象品目：野菜や果物等の農林水産物100品目
菓子や納豆等の加工品、工芸品1,000品目
 - ・割引率：開設後3ヶ月は50%、その後は30%
- ・ **茨城をたべよう収穫祭開催事業（26地方創生先行）** **【18】**
 （県産農林水産物及び加工品の直売等を行う「収穫祭」の開催） **（20）**
- ・事業内容：農林水産物の直売、県産食材を用いた料理をPRするイベントの開催等
 - ・開催時期：10月又は11月の土日
 - ・開催場所：砂沼広域公園（下妻市）
- 拡 県産水産物販売促進事業（26消費喚起）** **【10】**
 （本県水産物の販路拡大のための地魚消費促進プレゼントキャンペーンの実施） **（9）**
- ・事業内容：地魚取扱店での食事・買い物等で応募できるプレゼントキャンペーンの実施
（スーパー等での購入の場合：3点購入で1口応募）
 - ・実施回数：2回（夏、秋～冬）
 - ・商品例：プレミアム宿泊券（周遊券付）、プレミアム商品カタログ
- 新 地域材活用住宅促進事業（26消費喚起）** **【62】**
 （地域材を活用して木造住宅を建築する場合の柱材等に係る費用の助成）
- ・事業主体：県木材協同組合連合会
 - ・補助要件：東日本大震災以降に人口が減少した県内の市町村において、地域材を50%以上使用した木造住宅
 - ・補助上限：20万円/戸
 - ・提供戸数：300戸
- 被災者生活再建支援**
- ・ **被災住宅復興支援事業** **58**
 （被災した住宅復旧のための利子補給による支援） **（63）**
- ・対象 象：東日本大震災により大規模半壊以下の判定を受けた自己居住用住宅や宅地の補修等のため金融機関から資金融資を受けた者
 - ・県利子補給率：利子1%に相当する額（市町村を經由して支援）
 - ・利子補給期間：5年間
 - ・利子補給対象融資限度額：640万円（液状化被害等有：390万円加算）
 - ・利子補給対象融資実行期限：平成28年3月31日（今回1年間延長）
- 新 被災者生活再建支援制度補助事業** **9**
 （被災者生活再建支援法適用外の被災者を救済するための補助）
- ・対象災害：支援法適用の有無にかかわらず、1世帯以上の住家全壊被害が発生した災害
 - ・実施主体：支援法適用外の市町村
 - ・支給金額：全壊300万円、大規模半壊250万円等（法適用と同様）
 - ・負担率：（支援法が適用された災害の場合）（県2/3）、市町村1/3
（支援法適用外）（県1/2）、市町村1/2

2 経済・雇用対策（東日本大震災関連含む）

経済対策

中小企業の資金繰り支援

- ・ 中小企業融資資金貸付金（東日本大震災復興緊急融資） 新規融資枠：24,000
（被災した中小企業等への資金の貸付）（24,000）
 - ・ 限度額：設備8,000万円、運転8,000万円、併用8,000万円
 - ・ 融資利率：年1.2～1.5%
 - ・ 保証料率：0.7%又は0.45～1.9%

海外への販路拡大支援

新 いばらき中小企業海外展開プロモート事業（26地方創生先行） 【31】

（海外展開を目指す中小企業の海外における販路拡大に対する支援）

- ・ 輸出拡大支援員（2名）を海外に派遣し、本県産品や技術の売り込みを支援
- ・ 平成27年度派遣対象国：食品系（シンガポール、ベトナム）、ものづくり系（中国、タイ）等
- ・ 上記対象国において、展示会等（各国1箇所）の出展枠を確保し中小企業に提供
- ・ 県内の有望産品や技術の発掘、県内企業の海外展開に関する相談にも対応
- ・ 委託先：県中小企業振興公社

拡 いばらき農産物等輸出拡大事業（26地方創生先行（一部）） 17【11】

（農業者等の販路拡大等への支援、低コスト輸送技術試験等）（11）

海外商談会への出展助成（「いばらき農林水産物等輸出促進協議会」への支援）

- ・ 対象国：タイ、マレーシア、ベトナム
- ・ 補助率：国1/2、（県1/4）協議会会員1/4

農業者等の取組への支援

- ・ 事業内容：海外展示会への出展、バイヤー等との交渉活動に対する支援
- ・ 補助先：農業者、JA生産部会、加工業者等
- ・ 補助率：1/2（補助上限30万円）

海外販売店等を活用した販路拡大

- ・ 委託内容：本県産品の試験販売及び販路開拓
- ・ 委託先：海外販売店を持つ事業者

農産物の輸出低コスト化調査の実施

- ・ 事業内容：船便を想定した鮮度保持に関する実証実験
- ・ 対象品目：メロン、梨、イチゴ

新 銘柄畜産物ブランド支援事業（26地方創生先行） 【3】

（常陸牛の輸出を進めるための輸出販売促進員の配置）

- ・ 補助先：県常陸牛振興協会
- ・ 主な対象国：ベトナム等の東南アジア
- ・ 補助率：2/3

拡 外国人観光客誘客促進事業 172

（航空会社と一体となった本県観光のPR、海外からのツアー造成の促進等）（136）

中国人観光客等誘客の促進

- ・ 受入・案内体制の充実、観光PR、本県への宿泊を伴う旅行に対する助成等

海外からのツアー造成の促進

- ・ 誘客体制の整備（情報発信等）インバウンド推進員（4名）による誘客活動（中国、台湾、東南アジア等）、無料バス運行によるツアー造成支援、訪日客の増加が期待で

きる海外の旅行博等(台湾、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム)でのPR、外国人スタッフ(タイ等)による観光案内HPの整備等
外国人観光客への情報発信の強化及び受入体制の整備
・世界最大口コミサイト担当者による研修会、免税店舗拡大セミナーの実施等

新 ベトナムとの交流推進事業 16

(ベトナムとの交流推進のための官民協議会の設置、ベトナム語によるサポート体制の充実)
・官民協議会：農業・経済団体、企業、市町村など約60団体により構成
ベトナム訪問、ベトナム要人訪日団等受入、ベトナム語パンフレット作成、有識者からの意見聴取等を実施
・ベトナム語によるサポート体制の充実：国際交流協会に相談員配置
生活ガイドブック、災害時マニュアル作成等

新 ベトナム農業協力促進事業(26地方創生先行) 【7】

(ベトナム人技能実習生の農業技能向上のための研修、ベトナムからの農業研究員の受入等)
農業技能実習生の受入体制整備
・事業内容：農業技術読本の作成、農業機械研修の実施
・補助先：県JA中央会
・補助率：10/10
農業技術協力の促進
・事業内容：農業研究員の受入(ドンタップ省から1名、農業総合センターでの研修)日本技術者の派遣(ドンタップ省へ1名、本県の農業技術の紹介等)

新たな産業の創出・育成

新 医療・介護分野等機器開発促進事業(26地方創生先行) 【130】

(医療・介護分野での従事者の負担軽減や患者等の自立支援を促進する機器開発の支援等)
・事業内容：医療・介護現場の課題把握、医療・介護機器開発に係る検討委員会の設置、開発テーマの選定、事業者の機器開発及び病院等の機器導入に対する支援等
・対象事業者：ものづくり企業、大学・研究機関、病院・介護施設等

新 ロボットイノベーション戦略推進事業(26地方創生先行(一部)) 10【70】

(国際ロボット展への出展、ロボットの巡回展示、研究開発・実証試験・改良等への支援)
・体制整備：ロボットイノベーション戦略会議の設置運営、戦略検討
・研究開発：ロボット医療機器の研究・開発
・普及啓発：2015国際ロボット展出展、ロボット巡回展示・デモンストレーション
・実証推進：実証フィールド調査・提供、マッチング
・実証支援：実証試験費補助(上限100万円)、改良費補助(上限1,000万円)

拡 コンテンツ産業創造プロジェクト事業 35

(若手クリエイターの育成とビジネスマッチング支援、作品展の開催等) (26)
制作活動の拠点となる「いばらきクリエイターズハウス」の運営
入居者向け勉強会の実施・クリエイター人材の発掘
・第一線で活躍するクリエイターを招へいした分野別のグループ勉強会やセミナーの開催等
作品発表支援
・大手コンテンツ制作会社等、地場産業とのマッチング・連携の促進
・入居者や本県に縁のある有名クリエイターの作品を集め、展示商談会を都内で開催

雇用対策

- ・ **大卒等未就職者人材育成事業** 371
(大卒等未就職者の早期就職を目的とする基礎研修及び企業でのOJT研修の実施)(545)
 - ・ 対象者：県内に在住する大卒等未就職者144名
 - ・ 委託先：人材派遣会社等
 - ・ 事業内容：人材派遣会社等による基礎研修(ビジネスマナー等)
受入企業でのOJT研修(企業実務研修)
正規雇用に向けた未就職者と企業のマッチング

- ・ **事業復興型雇用創出事業** 1,046
(国・県等から支援を受けている事業所に対する被災求職者等の雇用経費の助成)(1,084)
 - ・ 対象事業所：国・県等から補助・政策融資などの支援を受けている災害救助法適用地域(37市町村)の事業所
 - ・ 助成対象者：上記事業所に雇用された被災求職者等
 - ・ 対象期間：雇用開始(平成23年11月21日~平成26年度末)から最大3年間
 - ・ 助成額等：短時間勤務以外225万円/人(3年間の総額)
短時間勤務 110万円/人(3年間の総額)
 - ・ 雇用人数：約2,000名

- ・ **処遇改善プロセス支援事業** 836
(処遇改善計画を策定した従業員の処遇改善を図る取組を支援) (1,095)
 - ・ 委託先：生産力増強、生産性の向上、販路拡大、新分野進出などに取り組む企業
 - ・ 実施期間：平成26年度中に開始した事業については、平成27年度末まで
 - ・ 採択企業：158社

人材の確保

- 新 地域産業人材UIJターン・定着促進事業(26地方創生先行)** 【102】
(県内企業への就職促進のための合同就職面接会の開催、お試し就業の実施等)
- インターンシップの促進
 - ・ 事業内容：科学技術、ものづくりや6次産業化等、本県企業の魅力をアピールする多様なインターンシップ体験メニューを実施
 - ・ 実施対象：都内及び県内大学2・3年生1,000名程度
 - UIJターンの促進
 - ・ 事業内容：都内における合同就職面接会、合同企業説明会の開催
 - ・ 実施対象：都内ほか県内大学3・4年生等500名程度
 - ・ 参加企業：県内中小企業50社程度
 - 中小企業サポート人材受入助成制度の創設
 - ・ 事業内容：大企業の専門人材をお試し就業(出向等)で県内の中小企業に受け入れる際の受入費用の助成
 - ・ 補助率：1/2
 - ・ 受入枠：20名
 - 県内大学生向けの就職支援
 - ・ 事業内容：県内大学に在籍する学生対象の企業セミナーの開催、企業訪問バスツアーの実施
 - ・ 実施対象：県内の大学3~4年生を対象
 - 県内企業向け人材確保・定着に対する支援
 - ・ 事業内容：企業PR向上セミナーの開催、人材確保・定着に係る課題調査、課題解決に向けたコンサルティングの実施(10社)

- 新 女性就職促進事業（26地方創生先行）** **【 1 】**
 （女性が働きやすい県内企業との就職面接会の実施による就職活動の支援）
 ・事業内容：育児支援や男女共同参画に積極的な企業が参加する就職面接会の開催
 いばらき就職・生活総合支援センターに女性向け求人情報を集約・提供する
 窓口を設置
 ・開催場所：県内2箇所（水戸、土浦）

3 産業大県・生活大県づくりの推進

（1）活力あるいばらきづくり

国内外の競争に打ち勝つ力強い産業づくり

- 新 立地促進対策補助事業** **2,500**
 （県内の工業団地に新規に立地する企業の用地取得費への支援）
 ・対象事業：工場、試験研究機関等
 ・対象経費：県及び県開発公社の工業団地の用地取得費
 ・補助率：原則用地取得費の10%
 ・対象地域：電源立地地域対策交付金交付規則に定める事業地域（27市町村）
- 新 リース用地分譲促進補助事業** **50**
 （リース制度により県の工業団地に立地している企業の土地取得を促進するための助成）
 ・対象事業：リース制度により県の工業団地に既に立地し、リース開始後10年以内に当該土地を取得する企業
 ・補助内容：リース期間中に納入したリース相当額（最大10年間分）
- 新 医療・介護分野等機器開発促進事業（26地方創生先行）（再掲）** **【 130 】**
 （医療・介護分野での従事者の負担軽減や患者等の自立支援を促進する機器開発の支援等）
- 新 いばらき中小企業海外展開プロモート事業（26地方創生先行）（再掲）** **【 31 】**
 （海外展開を目指す中小企業の海外における販路拡大に対する支援）
- 拡 コンテンツ産業創造プロジェクト事業（再掲）** **35**
 （若手クリエイターの育成とビジネスマッチング支援、作品展の開催等） **（ 26 ）**
- 拡 いばらき農産物等輸出拡大事業（26地方創生先行（一部））（再掲）** **17** **【 11 】**
 （農業者等の販路拡大等への支援、低コスト輸送技術試験等） **（ 11 ）**
- 新 笠間陶芸大学校開設準備等事業（26地方創生先行）** **【 69 】**
 （平成28年4月開校に向けた笠間陶芸大学校の体制整備及び対外周知活動の実施）
 ・事業内容：入学試験の実施、開校に必要な機器・設備等の整備
 新カリキュラムの試行・検証、広報・宣伝活動、第1期生の募集等
 ・定員：陶芸学科10名（修学年限2年）+研究科若干名（修学年限1年）（ ）
 （ ）大学の陶芸学科を卒業した者等
- 新 中小企業融資資金貸付金（観光おもてなし施設整備枠）** **新規融資枠： 500**
 （観光拠点施設の整備を行う事業者への資金の貸付）
 ・限度額：設備5億円
 ・融資利率：年1.5～1.9%

新 中小企業融資資金貸付金（設備投資支援融資枠） **新規融資枠： 1,000**
 （小規模企業者が経営の合理化・安定化のため設備等を導入する場合の資金の貸付）
 ・限度額：設備5,000万円
 ・融資利率：年1.2～1.5%

新 いばらき商人塾事業（26地方創生先行） **【6】**
 （商店主や商店街のリーダーの育成・資質向上のための専門家による研修の開催）
 ・事業内容：商店主向けの「あきんど育成コース」及び商店街リーダー向けの「商店街コ
 ンダクター育成コース」を開講し、顧客満足度向上の手法や地域活性化の方
 策等を修得
 ・開催場所：県内6地区（3地区ごとに隔年開催）
 ・開催回数：各5回

新 サービス産業生産性・付加価値向上促進事業（26地方創生先行） **【10】**
 （サービス工学研究機関と県内中小事業者との連携による生産性等向上に係るモデル事業の実施）
 ・事業内容：筑波大学大学院及び産業技術総合研究所が有する科学的・工学的な手法を活
 用した生産性・付加価値向上に向けたモデル的な取組への支援
 ・対象者：中小サービス事業者（3事業者程度）
 ・補助率等：2/3（補助上限300万円）
 ・その他：県内サービス事業者等を対象にしたモデル事業の結果報告等を内容とするセ
 ミナーを開催

新 鹿島臨海工業地帯競争力強化推進事業 **4**
 （鹿島臨海工業地帯の今後のあり方についての検討）
 ・競争力強化プランの策定：基礎素材産業の現状と今後の動向についての調査・分析等
 ・検討会議の開催（県、地元市、立地企業、有識者等）

日本や世界をリードする科学技術創造立県の実現

新 ロボットイノベーション戦略推進事業（再掲） **10【70】**
 （国際ロボット展への出展、ロボットの巡回展示、研究開発・実証試験・改良等への支援）

新 対日投資県内誘致促進事業（26地方創生先行） **【102】**
 （外資系企業や国際会議等の誘致を促進するための体制整備等）
 ・体制整備：対日投資研究会の開催、誘致戦略策定のための調査
 ・情報発信：投資環境紹介ホームページ作成、外資系企業投資促進セミナーの開催
 ・国際会議等誘致のための宿泊施設改修への補助：補助率3/4（上限1,500万円）

日本の食を支える食料供給基地づくり

拡 農地集積総合支援事業 **1,225**
 （農地中間管理機構が行う農地の集約化のための取組への支援） **（542）**
 集積目標面積：3,000ha（平成26年度：1,500ha）
 農地中間管理機構事業
 ・事業主体：農地中間管理機構（県農林振興公社）
 ・補助対象：機構運営費、農地管理費（賃借料、草刈等、水利費等）市町村事務委託
 費（現地確認等）
 ・補助率：（国及び農地集積総合支援基金10/10）又は
 （国2.5/10、基金7/10、県0.5/10）

農地集積協力金事業

- ・事業内容：経営転換協力金 30～70万円/戸
経営転換等により農地を機構に貸し付けた農業者等に交付
- ：耕作者集積協力金 2万円/10a
機構借受農地に隣接する農地等を機構に貸し付けた農業者等に交付
- ：地域集積協力金 2～3.6万円/10a
地域内の農地の2割超を機構に貸し付けた地域に交付
- ・補助先：市町村
- ・補助率：農地集積総合支援基金 10/10

拡 いばらき農産物ブランド力強化事業（26地方創生先行） 10【18】
（本県農林水産物のイメージアップによるブランド化の推進） （10）

- 食の専門家を活用したブランド化推進
- ・いばらき食のアドバイザー等を活用した差別化商品づくりや効果的なPR等
- 各種フェアの開催
- ・都内の百貨店での本県産メロンの販売（5月）、メロンフェア（6月）、イチゴフェア（2月）
- 重点品目キャンペーンの実施
- ・メロン、梨、イチゴを対象とした交通要所（JR駅等）、茨城マルシェ等でのイベントの開催など

新 園芸産地ブランド力強化支援事業（26地方創生先行） 【4】
（県オリジナル品種のブランド力の向上、知的財産制度活用への支援）

- 県オリジナル品種のブランド力向上
- ・対象品目：イバラキング、いばらキッス
 - ・事業内容：イバラキングのつるあげ栽培による高付加価値化
：いばらキッスの環境測定による収量・品質向上
- 知的財産制度の活用
- ・補助対象：「地理的表示保護制度」等の登録に係る取組への助成
 - ・補助先：農業者、JA等、補助率：1/2（補助上限10万円）
農林水産物の特性を国が保証し、名称を登録する制度

新 米飯給食普及拡大事業（26地方創生先行） 【7】
（学校給食における米飯及び米粉パン導入に係る掛かり増し経費の助成等）

- ・事業主体：市町村
- ・補助要件：米飯及び米粉パンの提供回数を前年度よりも増加
- ・補助基準：米飯（弁当）26円/食、米飯（飯缶）16円/食、米粉パン17円/食
- ・補助率：1/2
- ・その他：学校給食への米粉パン提供業者を対象とした技術講習会の開催

新 いばらきプレミアム商品カタログ販売促進事業（26消費喚起）（再掲） 【173】
（厳選した県産品を掲載したオリジナルギフトカタログの作成、割引販売）

新 茨城県産米プレミアム商品券活用事業（26消費喚起） 【47】
（茨城県産米を対象としたプレミアム商品券の発行、割引販売）

- ・取扱店：県内の農産物直売所、米穀販売店、スーパーマーケット、ドラッグストア等
約700店舗
- ・割引率：30%（5,000円の商品券を3,500円で販売）
- ・発行数：20,000枚

新 耕種作物等自給飼料増産事業

26

(自給飼料の増産に対応するための施設等の整備に対する支援)

- ・補助対象：JA水戸
- ・事業内容：飼料用米保管庫の整備(3棟：水戸市飯島町、大串町、渡里町)
- ・補助率：(国1/2)、事業主体1/2

人・もの・情報が活発に行き交う交流社会づくり

新 水郷筑波サイクリング環境整備事業(26地方創生先行)

【165】

(つくばりんりんロードと霞ヶ浦周辺のサイクリングコースの整備・活用による地域の活性化)

整備内容：日本一のサイクリング環境の整備(全長約180km)

事業内容

- ・計画策定：サイクリングロードの整備・活用に係る総合的計画の策定
- ・システム構築：広域レンタサイクル乗り捨てシステムの社会実験
- ・サポート体制：コンビニ等への自転車サポートステーションの拡充、故障・事故への救援体制の整備、多言語によるマップの作成
- ・情報発信：新名称の設定、メディアツアー、海外インパウンドツアー等の企画・開催
- ・環境整備：案内標識等の設置、休憩施設及び交差点箇所等の設計・整備等

新 いばらき移住・二地域居住推進強化事業(26地方創生先行)

【18】

(移住等のための相談窓口の都内への設置、情報発信のためのポータルサイトの開設等)

- ・相談窓口の設置：専門相談員1名(ふるさと回帰センターに委託)
- ・情報収集・発信：移住に関する情報(住まい・暮らし・仕事)を発信するポータルサイトの設置・運営
- ・推進協議会の設置：44市町村で構成、全県的な気運醸成・連携強化

新 いばらき移住体験推進事業(26地方創生先行)

【16】

(大学生を対象とした移住モニター体験、移住希望者を対象とした県北地域お試し居住の実施)

移住モニター体験

- ・対象者：大学生(5名程度/グループ×15グループ)
 - ・事業内容：地域住民との交流、地域の特性に合わせた仕事体験(農業・地場産業等)ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を通じた情報発信、体験レポート提出
 - ・補助限度額：1市町当たり67.5万円(1グループ5名で3週間体験した場合)
- 県北地域お試し居住
- ・対象者：移住希望者(新規就農等希望者、自営業者、起業希望者等)
 - ・事業内容：住まい探し、就職活動、SNSを通じた情報発信、体験レポート提出
 - ・補助限度額：1市町あたり100万円

拡 県北アートフェスティバル開催準備等事業(26地方創生先行)

【115】

(アートフェスティバルの開催に向けた作品制作や広報活動)

(4)

地元市町と連携したアートフェスティバルの開催

- ・開催時期：平成28年秋頃(予定) ・対象地域：県北6市町全域
- ・芸術内容：現代アート、音楽等を含む全ジャンル

平成27年度事業内容

- ・実行委員会の開催、アートディレクターの選任、実施計画の策定
- ・展示拠点及びアーティストの選定、作品制作
- ・オフィシャルグッズ開発、アートホテル事業者募集・デザイン等

- 拡 いばらき食彩の里推進事業（26地方創生先行）** **【24】**
 （常陸秋そばの認知度を高めるためのフェア、スタンプラリーの実施） （10）
 常陸秋そばウィークの開催
 ・実施期間：1週間×2回（秋・春）
 ・実施店：都内そば店、茨城マルシェ等
 ・実施方法：実施店に対してそば粉を提供し、廉価で客にそばを提供
 県北新そばスタンプラリー
 ・実施期間：平成27年11月～12月
 ・実施場所：常陸太田市及びその周辺の常陸秋そば使用店、そば祭り会場
 ・実施方法：廉価で客に常陸秋そば（つけけんちんそば）を提供
 スタンプに応じて、抽選で本県特産品等をプレゼント
- 新 クリエイティブ企業等進出支援事業（26地方創生先行）** **【34】**
 （県北地域に進出する企業への支援等）
 進出企業への支援
 ・オフィス整備支援：増改築に要する経費への補助
 　　：補助率（県1/2）市町1/2、（補助上限1,000万円）
 ・事業所開設支援：開設に要する経費（事務機器用品購入費、通信回線使用料等）への補助
 　　：補助率（県1/2）事業者1/2、（補助上限100万円）
 誘致促進：企業向けセミナー、県北地域の見学・関連企業視察ツアー
 定着支援：異業種交流会によるネットワーク構築等
- 新 中山間地域アグリビジネスモデル創出調査研究事業（26地方創生先行）** **【13】**
 （東京農業大学との連携による持続可能な中山間アグリビジネスモデルの創出）
 ・委託内容：県は中山間地域におけるビジネスモデルの創出等を東京農業大学へ委託
 　　市町村は別途個別プロジェクトの実践を委託
 ・事業内容：現地視察による地域資源の掘り起こし、ワークショップによるプロジェクト
 　　検討、情報共有会議の実施、シンポジウムの開催等
 ・実施期間：平成27～29年度
- 新 元気な農山村創生チャレンジ事業（26地方創生先行）** **【5】**
 （中山間地域の農業団体等の特産品開発などの自主的な取組に対する支援）
 ・補助対象：都市農村交流、特産品を活用した産業振興等
 ・補助先：集落や農業者等の組織する団体、JA、土地改良区等
 ・補助額：50万円/団体、補助率：定額
- 新 中山間地域農業基盤整備促進事業（公共）** 17
 （中山間地域における水田から畑地への転換等を行う基盤整備に対する助成）
 ・補助対象：畦畔除去、暗渠排水、客土、用排水路、進入路等の整備費
 ・補助要件：1ha未満の受益地、2名以上の農地所有者
 ・補助率：（県62.5%）市町22.5%、地元15.0%
- 新 いばらきの園芸産地改革支援事業（中山間地改革支援型）（26地方創生先行）** **【8】**
 （中山間地域における産地育成に係る施設・機械の導入に対する助成）
 ・補助対象：認定農業者、営農集団（受益農家1戸以上）等
 ・補助要件：稲作からの転換、園芸作物の営農比率を高めるための取組の実施
 ・補助率：1/3

- 新 遊漁振興による地域観光PR・強化支援事業（26地方創生先行）** **【3】**
 （遊漁による県北地域の振興を図るためのサクラマス種苗放流等への助成）
 ・補助先：県内水面漁協協同組合連合会
 ・補助率：定額
 ・放流場所：久慈川、那珂川
- 拡 いばらきプレミアム観光推進事業（26消費喚起）（再掲）** **【450】**
 （本県への宿泊観光客等の回復のためのプレミアム付き宿泊券等の発行） **（57）**
- 拡 外国人観光客誘客促進事業（再掲）** **172**
 （航空会社と一体となった本県観光のPR、海外からのツアー造成の促進等） **（136）**
- 新 いばらき周遊観光バスツアー促進事業（26地方創生先行）** **【128】**
 （首都圏等から本県への観光客誘致を目的にしたバスの無料提供によるツアー造成支援）
 ・事業内容：無料バスの提供
 ・補助要件：県内の宿泊施設に1泊以上、県内観光施設に1回につき1箇所以上立ち寄り、15名以上のツアー
 ・台数：650台（国内450台、海外200台）
- 新 いいねいばらき・JR大型観光キャンペーン事業** **20**
 （JR東日本と連携して展開する大型キャンペーン事業の実施）
 ・事業内容：イベント列車の運行（期間中6本）、首都圏主要駅での観光PR等
 ・実施期間：平成28年1月～3月を予定（3ヶ月間程度）
 ・実施範囲：JR東日本管内
 ・県負担額：本事業及び漫遊いばらき観光キャンペーン事業で26百万円程度
 ・JR東日本負担：県と同程度を負担し、駅等列車内への広告掲載、旅行商品の造成を実施
- 新 いばらきおもてなしレベルアップ事業（26地方創生先行）** **【9】**
 （全県的なおもてなし気運醸成のための県民大会の開催、観光マイスター制度の創設）
 おもてなし気運の醸成等
 ・県民大会の開催（観光ボランティアガイド、宿泊施設従業員、一般県民等1,000名程度が参加予定）おもてなし講座の実施、観光ボランティアの研修支援等
 観光マイスター制度の創設
 ・タクシー乗務員や宿泊施設従業員等を対象に、高い接客スキルを持つ者をマイスターとして県が認定
- 新 茨城空港就航先誘客促進事業（26地方創生先行）** **【19】**
 （茨城空港の就航先からの誘客のためのモニターツアー等）
 就航先のメディア等の活用
 ・メディアや教員、旅行プロガー向けのモニターツアーの実施
 旅行商品の造成支援
 ・修学・研修旅行等の企画費に対する助成等

- 新 茨城空港応援キャンペーン事業（26消費喚起）** **【68】**
 （茨城空港の利用促進を図るための航空チケット引換券のプレゼントキャンペーンの実施）
 ・対象者：就航先のコンビニエンスストアで1,000円以上商品を購入した者
 ・事業内容：抽選で3,000名に茨城空港の航空チケット購入代金に充当できる引換券2万円をプレゼント
 ・購入店：提携先のコンビニエンスストア
 ・応募方法：レシートを店舗備え付けの専用用紙に添付し応募
- 拡 空港就航対策利用促進事業（26消費喚起（一部））** **478【573】**
 （航空旅行消費の喚起・拡大のための空港ビル内利用券、ギフトカタログの交付等）（522）
 茨城空港・周辺地域活性化キャンペーン
 ・対象者：国内線定期便利用の茨城空港到着者全員
 ・実施内容：空港ターミナルビル内の各店舗、空のえき そ・ら・ら共通利用券（3,000円）及び茨城県特産品ギフトカタログを交付
 ・期間：5月7日～12月20日（繁忙期を除く）
 社員旅行等利用促進キャンペーン
 ・実施内容：茨城空港利用促進等協議会企業会員の社員旅行等で茨城空港の国内線を利用した場合、旅行券（初回往復2万円分、10回利用で10万円分）を交付
 チャーター便誘致促進：販売価格から5,000円/名以上の値引き、インバウンドは県内1泊以上を条件に、旅行会社等に1万円/名を補助
 その他、修学旅行等の利用促進、運航コスト低減のための対策など
- 新 フラワーパーク集客力向上対策事業（26地方創生先行）** **【73】**
 （バラ園等へのイルミネーション設置による集客力の向上）
 ・実施箇所：バラテラス、建物（来園者センター、大温室等）など
 ・実施期間：11月から1月の3箇月間
- 新 野外体験活動支援事業（26地方創生先行）** **【22】**
 （ボーイスカウトキャンプサイト整備への支援、野外活動体験プログラムの作成）
 ・高萩スカウトフィールドの概要
 面積約271ha、テント数815張、収容人数3,260名（日本最大規模）
 ・誘致予定：平成28年度：茨城県キャンポリー、平成29年度：全国指導者大会、平成30年度：全国ベンチャースカウト大会
 ・県補助額：1,600万円（（県1/2）市1/4、ボーイスカウト連盟1/4）
 ・野外活動体験プログラムの作成・実証：県内外の青少年の利用促進
- 拡 港湾建設事業（常陸那珂港区）（港湾事業特別会計）** **25,550**
 （常陸那珂港区中央ふ埠地区の整備） **（2,614）**
 ・事業箇所：国直轄事業による水深12m耐震岸壁の平成27年度末の供用開始に合わせて整備を行う岸壁背後地のふ埠用地に係る舗装工事、東京電力常陸那珂火力発電所の次期灰処分場の締切護岸工事（財源：東京電力からの負担金）等

拡 コンテナ貨物集荷促進事業（港湾事業特別会計） 7
（コンテナ貨物集荷のための地元等と連携した荷主等への支援） （4）
補助対象
・コンテナ貨物集荷促進：新規利用の荷主 1本当たり10千円の支援
増加利用の荷主 " 5千円の支援
・新規航路開拓支援：新規航路開拓の船主 " 2千円の支援
・国際線フィーダー航路支援：フィーダー航路新規利用の荷主 " 12千円の支援
フィーダー航路増加利用の荷主 " 6千円の支援
負担割合：（県1/3）市町1/3、民間1/3
拡充内容：茨城港常陸那珂港区における補助枠の増、鹿島港における制度創設

拡 圏央道整備事業負担金（公共） 14,424
（圏央道整備に係る直轄事業負担金） （7,817）
・県内区間延長：約71km（全体計画：横浜市～木更津市）
・県内供用区間：約34km（つくば中央IC～千葉県境）
平成27年度までに県内区間全線開通予定
・事業費：約3,750億円

（2）住みよしいばらきづくり

医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり

医療従事者の確保対策

拡 医師修学資金貸与事業 349
（県内出身者及び地域枠入学者に対する医師修学資金の貸与） （283）
医師修学資金
・貸与対象：県内高校出身者等で県外医科大学又は筑波大学進学者
・貸与額：10万円/月 ・貸与者数：54名（うち新規10名）
・免除要件：貸与期間に相当する期間を県内指定医療機関で勤務
地域医療医師修学資金（地域枠）
・貸与対象：筑波大学、東京医科大学などに地域枠で入学した者
・貸与額：15万円/月 ・貸与者数：158名（うち新規44名）
・免除要件：貸与期間の1.5倍に相当する期間を県内指定医療機関で勤務

・ **若手医師教育研修立県いばらき推進事業** 82
（若手医師対象の特訓ゼミの開催やシミュレーション研修の実施等） （112）
・総合診療を学ぶ特訓ゼミ：国内外有人医師を招聘し年3回程度開催
・県内指導医団の国内外への派遣：上記ゼミ等の指導講師として活躍
・先進的シミュレーションツアー：医師、看護師、修学生医師等対象
・中小病院に対するシミュレーション機器の貸出、使用法の研修の実施
・先進的な解剖業務のノウハウを活用した若手医師育成拠点づくり（新規）

新 鹿行地域若手医師研修拠点整備事業 50
（スポーツ整形外科に関する後期研修医プログラムの作成、実践フィールドの整備等）
・東京医科大学による研修プログラムの作成
・研修実践フィールド整備：医療機関への医療機器整備支援
・オープン研修会の開催（対象：若手医師、修学生、一般医師）

- 新 筑西・下妻地域医療再生事業** 2,643
 (筑西市民病院と県西総合病院の再編統合による新中核病院整備等に対する助成)
 ・施設概要：筑西市設置、250床程度
 急性期医療対応、臨床研修機能、地域医療支援病院、地域災害拠点病院
 (整備内容の詳細は今後設置される建設推進協議会等で検討)
 ・補助額：整備にかかる概算事業費×1/3(2,500百万円を上限)
- 新 鹿行地域初期救急等医療体制整備事業** 18
 (鹿行南部地域における休日夜間急患センター設置に対する支援)
 ・設置場所：神栖済生会病院(予定)
 ・対象：軽症患者
 ・実施時間帯：土曜日及び休日の夜間(19:00~22:00)
 ・補助対象及び補助額：運営費の収支差額(1,800万円を上限)
 ・補助先：地元自治体(地元自治体から神栖済生会病院へ補助)
- 拡 地域医療介護総合確保基金積立金** 3,738
 (医療及び介護の施策の充実に活用するための財源の確保) (2,067)
 ・積立額：(医療分)2,073百万円、(介護分)1,665百万円
 ・対象事業：病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、介護施設等の整備、医療従事者等の確保・養成、介護従事者の確保
- 拡 茨城型地域包括ケアシステム推進事業** 83
 (医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステムの充実) (27)
 地域ケアシステム推進事業
 ・実施主体：市町村
 ・事業内容：地域ケアコーディネーターの配置、サービス調整会議の開催等
 ・補助額：1市町村あたり17.5~172.5万円
 地域包括ケア推進のための基盤整備に取り組む市町村への補助
 ・事業内容：訪問介護事業所等が在宅サービスで使用する機器の整備等
 ・補助額：補助基準額470万円×1/2
- 新 介護予防・生活支援サービス強化事業** 6
 (介護保険制度の改正に伴い必要となる生活支援コーディネーターの養成等)
 ・介護予防・生活支援サービス等支援会議の設置
 ・生活支援コーディネーターの養成
 ・リハビリテーション専門職の市町村への派遣調整
- ・ **老人福祉施設整備事業** 713
 (高齢者プラン21に基づく老人福祉施設の新設、増築等に対する支援) (2,383)
 ・整備内容：特別養護老人ホーム：4施設(新設1施設、増築2施設、増改築1施設)
 軽費老人ホーム：1施設(老朽改築)
 ・補助単価：特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム：300万円/床
- 新 シニア応援「プレミアム商品券」購入補助事業(26消費喚起)** 【242】
 (高齢者がプレミアム商品券を購入する際の割引の実施)
 ・対象：65歳以上の高齢者
 ・内容：市町村の発行するプレミアム商品券を購入する際、「いばらきシニアカード」提示で2,000円割引(1人1セット限り)

新	障害者就労支援強化事業	5 2
	(障害者の工賃向上を図るための共同受発注センターの活動強化等)	
	・ 障害者就業・生活支援センターにおける生活支援員の増員 (9 名 17 名)	
	・ 共同受発注センター活動強化員の配置 : 4 名 (食品、製造下請、農業等)	
	・ 事業所管理者研修 : 月額工賃が県平均以下の事業所を対象とした意識改革等研修	
	・ アドバイザー派遣 : 新商品の開発・品質改良、作業効率向上のための支援	
	・ 備品整備等補助 : 事業所に対し、アドバイザー派遣等を条件に支援 : 補助率 1 / 2 (補助上限 5 0 万円)	
新	障害者工賃向上応援事業 (26 地方創生先行)	【 5 4 】
	(障害者の工賃向上に取り組む事業所への助成)	
	・ 対 象 : 就労継続支援 B 型事業所	
	・ 補助要件 : 前年度実績を上回る工賃 (対前年伸び率以上) を目標に掲げた工賃向上計画 の策定、第 3 四半期終了時点における目標達成	
	・ 補 助 額 : (運営費) 工賃アップ実績額、(事務費) 運営費 × 1 0 %	
新	障害者権利条例推進事業	1 6
	(障害者差別解消のための条例施行に伴う相談体制の整備等)	
	・ 相談窓口の設置 : 相談員の配置、助言・あっせんの実施	
	・ 協議会・差別調整部会の設置 : 差別解消施策の取組推進、具体の差別事例について審議	
	・ その他 : 普及啓発、県民・自治体職員向け研修会の開催	
新	軽中度難聴児補聴器購入支援事業	2
	(国庫補助対象外とされる軽中度難聴児への補聴器購入に対する支援)	
	・ 対 象 者 : 1 8 歳未満の軽中度難聴児	
	・ 補助内容 : 補聴器本体、イヤーマールド (国庫補助と同様)	
	・ 補 助 率 : (県 1 / 3) 市町村 1 / 3、本人 1 / 3	
新	ひとり親家庭等学習応援事業 (26 消費喚起)	【 2 8 7 】
	(ひとり親家庭等に対する学習応援のための図書カードの配布)	
	・ 対象 : 児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯で 1 8 歳以下の子どもがいる世帯	
	・ 内容 : 図書カード (1 万円分) の配布	
新	生活困窮者自立支援事業	4 1
	(生活困窮者自立支援法の施行に伴う自立等の支援、住居確保給付金の給付)	
	・ 自立相談支援 : 福祉事務所に各種支援員配置、支援プラン作成	
	・ 住居確保給付金 : 離職により住居を失った者等への家賃相当額を給付	
	・ 就労準備支援 : 就労困難者への生活訓練や社会訓練等を実施	
	・ 学習支援 : 生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援を実施	
	子育て支援・少子化対策	
拡	いばらき出会いサポートセンター関連事業 (26 地方創生先行 (一部))	2 2 【 1 0 】
	(相談体制の充実、マリッジサポーターの活動への支援強化)	(2 1)
	・ マリッジサポーターが実施する婚活イベントへの支援	
	・ マリッジサポーターに対する成婚報酬の導入 (5 万円 / 件)	
	・ 会員用システムの充実 (ウェブ予約、スケジュール自動メール通知システムの整備)	

拡	地域少子化対策強化事業	152
	(結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援のための相談体制等の強化) (107)	
	・ 出会いサポートセンター相談体制の強化：イベント出張相談、企業訪問の実施等	
	・ 婚活応援セミナーの開催	
	・ メールによる妊娠・出産・子育てに関するタイムリーな情報提供(モデル事業)	
	・ 子育て支援団体を活用した気運醸成(結婚・子育てわくわくキャンペーン等) 地域子育て支援拠点モデル事業の実施等	
	・ 安心こども支援事業	1,805
	(民間保育所及び認定こども園の整備等に対する支援)	(4,283)
	・ 補助対象：民間の保育所等、認定こども園	
	・ 施設数：保育所等：23施設、認定こども園：11施設	
	・ 主な補助率：(健やかこども基金1/2)、市町村1/4、事業主体1/4	
新	施設型給付費負担金	9,040
	(子ども・子育て支援新制度に基づく認定こども園等への運営費支援等)	
	・ 給付対象：保育所、幼稚園、認定こども園	
	・ 給付主体：市町村	
	・ 主な負担割合：国1/2、(県1/4) 市町村1/4	
新	子育て人材確保強化推進事業	22
	(保育士・幼稚園教諭確保のための子育て人材支援センターの設置等)	
	・ 子育て人材支援センターの設置：保育士、幼稚園教諭の就職相談・斡旋	
	・ 子育て支援員の養成：研修会の開催(認定証の交付)	
新	子育て家庭応援「プレミアム商品券」購入補助事業(26消費喚起)	【436】
	(子育て家庭がプレミアム商品券を購入する際の割引の実施)	
	・ 対象：18歳未満の子どもを持つ家庭	
	・ 内容：市町村の発行するプレミアム商品券を購入する際、「いばらき Kids Clubカード」提示で2,000円割引(1世帯1セット限り)	
	安全で安心して暮らせる社会づくり	
新	自動車盗対策推進事業	140
	(自動車盗対策のための捜査資機材の充実)	
	・ 事業内容：緊急配備支援システムの増強(5年間で110基 既存分と合わせ200基)など捜査資機材の充実	
拡	ニセ電話詐欺総合対策推進事業	51
	(ニセ電話詐欺に対する注意喚起、捜査資機材の充実)	(48)
	・ 事業内容：被害の予想される世帯や金融機関への電話による広報啓発、捜査資機材の購入	
	・ 警察施設再編整備事業	553
	(つくば警察署(仮称)の整備に向けた基本設計、神栖警察署(仮称)の建設等)(605)	
	・ H27事業内容：つくば警察署(仮称)葛城地区での建設に向けた地質調査、基本設計：神栖警察署(仮称)建設工事	

	みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり	
拡	生物多様性保全推進事業	14
	(涸沼のラムサール条約登録に向けた取組等)	(7)
	ラムサール条約登録推進	
	・ 観察施設の整備費補助、ボランティアガイド育成費補助 ((県 1 / 2) 市町 1 / 2)	
	・ 登録記念イベント (認定証授与式) の開催	
	生物多様性センターの設置 (県庁内)	
	・ 業務内容：生物多様性戦略の普及啓発、希少生物等の情報収集・調査・情報提供、生物多様性を担う人材の育成等	
	緑の循環システム整備推進事業 (森林湖沼環境税活用事業)	
拡	森林機能緊急回復整備事業 (公共)	605
	(荒廃した森林の緊急間伐や未利用間伐材の搬出促進及び林業専用道の整備等) (586)	
	緊急間伐	
	・ 事業主体：市町村、森林組合等	
	・ 間伐面積：1,650ha (国補併用型 900ha、県単型 750ha)	
	・ 補助率：国補併用型 (国 5 . 1 / 10、県 4 . 9 / 10)、県単 10 / 10	
	未利用間伐材搬出促進モデル事業	
	・ 事業主体：森林組合等	
	・ 補助対象：流通しにくい B・C材等の運搬経費	
	・ 補助率：定額 (1,500円 / m ³)	
	・ 搬出量：5,400m ³	
	林業専用道整備モデル事業	
	・ 事業主体：市町村	
	・ 補助対象：効率的な運搬をするためのモデル的な林業専用道の整備費	
	・ 補助率：(国 4 . 5 / 10、県 5 . 5 / 10)	
	・ 整備延長：500m	
拡	森林・林業体験学習促進事業	52
	(子どもの森の森林環境整備への支援や現地での森林・林業体験学習等)	(37)
	子どもの森 (小中学校敷地等) の森林環境整備	
	・ 事業内容：植樹や木製ベンチ設置等への助成	
	・ 補助率：定額 (補助上限 50万円 / 校)	
	森林・林業体験学習	
	・ 現地体験型学習：7,500名	
	・ 校内体験型学習：5,000名	
	県自然観察施設の利用促進	
	・ 事業内容：茨城県民の森の松くい虫被害木の伐採、植栽	
	・ 整備面積：15.7ha	
拡	海岸防災林機能強化事業	85
	(松くい虫の被害により荒廃した海岸防災林の保全及び機能強化)	(57)
	・ 広葉樹等の苗木の植栽：12ha (大洗町等)	
	・ 松くい虫の被害木の伐倒処理：3,100m ³ (神栖市、鉾田市、大洗町等)	
	・ 松くい虫の予防散布の実施：388ha (鉾田市等)	

- 人にやさしい良好な生活環境づくり
- 拡 歴史景観まちづくり支援事業** 3 5
- (歴史的風致維持向上計画重点区域(水戸三の丸地区)における水戸三高外柵等の改修(7))
- ・事業内容:水戸市(三の丸地区)において実施する歴史景観形成事業に対する補助
 - ・補助対象:NPO法人が水戸三高において実施する白壁塀の整備、和風の門、石垣風擁壁等の設置(補助率1/3以内)
 - ・実施期間:平成26~27年度
- (3)人が輝くいばらきづくり
- いばらきを担うたくましい人づくり
- 新 小学校共に学ぶ英語推進事業** 8
- (小学校における英語教育のためのCDやワークシート等の作成・活用)
- ・対象児童:中学年・高学年
 - ・作成物:プログラムCD(英米の歌、物語、日常生活の会話例など) 児童用ワークシート、教員用指導法解説本
 - ・活用方法:給食の時間、昼休み、清掃の時間、集会、外国語活動(高学年)など
- 拡 外国語指導助手招致事業** 1 8 5
- (国際教育の推進のための外国語指導助手(ALT)の増員) (142)
- ・増員人数:10名(30名 40名)
 - ・配置方法:(高等学校)スーパーグローバルハイスクール実施校、英語科・国際科設置校等に週5日配置、全ての学校に週1日以上派遣(特別支援学校)小・中・高に準ずる教育課程のある7校に派遣
- 新 高校生英語実践力向上事業(26地方創生先行)** 【2】
- (外国人旅行者への観光案内を通しての高校生の英語学習に対する支援)
- ・募集人員:100名(学校ごとに3~5名のグループ)
 - ・事業内容:実地研修2回(観光ボランティアによる案内、外国語指導助手(ALT)に対する実践演習)
 - ・研修後の活動:県観光ボランティアガイド団体への登録(任意)
- 新 いばらき海外留学支援事業** 5
- (寄附金を活用した高校生の短期海外留学に対する支援)
- ・対象:学校、民間団体が主催する海外交流プログラム等(2週間以上1年未満)で、学校長が認めたもの(修学旅行、部活動遠征等は除く)
 - ・対象人数:50名
 - ・支給金額:10万円を上限
- 拡 学びの広場サポートプラン事業** 6 1
- (中学校数学の学力向上のための教材作成、補充指導等の実施) (37)
- ・対象生徒:中学校1・2年生(小学校4・5年生から拡充)
 - ・事業内容:基礎的・基本的な知識・技能等に関する問題集の作成、補充指導の実施、学習指導改善研修会の開催
 - ・市町村への支援:補充指導を長期休業中等に集中して実施する場合、「学びの広場サポーター」の雇用に対し助成

新 私立学校世界に羽ばたく人材育成推進事業（26地方創生先行） **【13】**

（国際教育、先進的理数教育を行う私立高等学校等に対する支援）

私学版グローバルハイスクール推進事業

- ・事業内容：国のスーパーグローバルハイスクールの指定や国際バカロレアDPの認定を目指す私立高校等の支援

・補助額：250万円/校

私学版未来の科学者育成プロジェクト推進事業

- ・事業内容：国のスーパーサイエンスハイスクールの指定や科学の甲子園等への出場を目指す、先進的理数教育を行う私立高校等の支援

・補助額：250万円/校

拡 私立高等学校等経常費補助事業 **10,314**

（私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対する経常費助成の充実）（13,814）

- ・目的：私立学校の教育条件の維持向上、経営の安定化、父母の経済的負担の軽減
- ・対象：幼稚園38園、小学校7校、中学校12校、高校24校、通信制高校2校、中等教育学校2校（前期課程は中学校、後期課程は高校として補助）

・補助単価

幼稚園 192,435円（4,530円、2.41%の増） 高校 340,044円（6,437円、1.93%の増）

小学校 311,809円（3,852円、1.25%の増） 狭域通信制高校

中学校 313,449円（3,868円、1.25%の増） 67,927円（897円、1.34%の増）

拡 特別支援学校施設整備事業 **1,436**

（特別支援学校における不足教室の解消や普通教室の空調設備等の整備） （565）

- ・常陸太田特別支援学校の整備、美浦特別支援学校の校舎増築（継続）
- ・伊奈特別支援学校の校舎増築（新築）：平成27年度：基本設計
- ・空調整備：平成28年度までに小中学部の全普通教室に整備予定

豊かな人間性を育む地域づくり

拡 いばらき文化芸術創造・発信事業 **65**

（文化芸術の鑑賞・体験機会の提供、県内各地の伝統文化のデータベース化） （33）

世界的な音楽家の鑑賞機会の提供

- ・海外オペラ公演、親子を対象としたオーケストラコンサート等

高校生のための公開レッスン（講師：水戸室内管弦楽団メンバー）

文化芸術体験出前講座

- ・希望する小中学校等に講師（若手演奏家等）を派遣し、出前講座を実施

・内容：西洋音楽、邦楽、華道・茶道等

茨城県伝統文化発掘・継承事業

- ・内容：伝統文化データの収集・整理、データベース化

継承における課題の整理・類型化、対応策の検討

新 高等学校文化活動推進事業（26地方創生先行） **【3】**

（いばらき総文祭2014開催後の高校生の文化部活動への支援）

- ・対象：県高文連各部会（演劇、美術・工芸、合唱、吟詠剣詩舞、郷土芸能等）

・内容：芸術家による生徒の指導、活動発表の場の提供、顧問向け講演会の実施等

拡 第74回国民体育大会事業	249
(競技会場の整備を行う市町村に対する支援及び本県開催に向けた準備業務)	(113)
大会開催準備	
・輸送交通総合調査、イメージソング・ダンス制作等	
市町村への施設整備補助	
・補助内容：一般競技施設の改修等：補助率 1 / 2、補助限度額1億円	
特殊競技施設の仮設：補助率10 / 10、補助限度額無し	
・事業内容：日立市・体育館建替、水戸市・野球場改修、大子町・カヌーコース測量等	
拡 元気いばらき選手育成強化事業	365
(国民体育大会本県開催に向けた選手発掘・育成・強化)	(312)
・事業内容：国体選抜合宿の実施	
中学校・高校選抜合宿の実施、選手の発掘(オリンピック選手等による体験教室の開催)	
競技用具の整備(ボート、体操用具等)	
会場地選手強化の支援	
東京オリンピックに合わせて追加される種目の選手強化 等	
新 第19回全国障害者スポーツ大会推進事業	11
(全国障害者スポーツ大会本県開催に向けた準備及び選手育成・強化)	
・開催時期：平成31年(茨城国体終了後に開催)	
・会場：原則として、茨城国体の会場を使用	
・実施競技：個人6競技(陸上、水泳等)	
団体7競技(バスケットボール、バレーボール等)	
・参加者数：約15,000人(選手、監督、役員、ボランティア)	
拡 県営体育施設再編整備事業	4,869
(国民体育大会本県開催時に会場となる県営体育施設の改修等)	(79)
・整備内容：笠松運動公園(陸上競技場トラック改修、体育館空調整備、プール棟設備改修等)	
：堀原運動公園(武道館空調設備改修等)	
：ライフル射撃場(実施設計及び施設改築)	
・スケジュール：平成27～29年度工事施工	
新 埋蔵文化財センター整備事業	108
(廃校を活用した埋蔵文化財センターの整備)	
・目的：出土品の整理・収蔵・展示、記録資料の保管	
・場所：旧城里町立北方小学校(整理・展示施設)、同坏小学校(出土品収蔵施設)	
・整備内容：作業室、保存処理室、保管庫、展示室、図書室等	
・運営方法：茨城県教育財団に委託	
新 近代美術館30周年・五浦美術館20周年記念事業	26
(記念事業開催準備及び近代美術館空調設備更新工事の実施)	
・記念企画展(近代美術館：平成30年度、五浦美術館：平成29年度)の実施準備	
・近代美術館空調設備更新：平成27年度：基本設計、平成28年度：実施設計、平成29年度：工事	

互いに認め合い支え合う社会づくり

新 いきいきと活躍する若者支援事業（26地方創生先行）

【12】

（地域課題の解決や団体の活性化に取り組む若者団体等への支援、若者ネットワークの構築等）

企画提案チャレンジ支援

- ・事業目的：若者が提案・実行する地域課題の解決や地域の元気創出等のための活動、若者団体の活性化・組織強化のための活動を支援

- ・支援額：1団体あたり原則10万円（提案内容により最大30万円）

有望な提案は支援委員によるフォローアップ等を実施

ネットワーク構築：若者リーダーと県内事業者トップ等との交流会、若者フォーラムの開催

新 女性活躍推進事業（26地方創生先行（一部））

【25】

（ウィメンズパワーアップ会議の提言を踏まえた女性団体の企画提案等への支援、トップセミナーの開催等）

企画提案等支援 地方創生先行型交付金を活用

- ・事業目的：ウィメンズパワーアップ会議からの提言をテーマとして公募し、女性団体等による地域活性化活動等を支援

- ・支援額：1団体当たり原則10万円（提案内容により最大30万円）

民間企業等への取組等 地域女性活躍推進交付金を活用

- ・事業内容：ハーモニートップセミナーの開催、企業による子育て、女性活躍等の宣言登録の推進、キャリア相談員の新設等

新 いばらき農業女子確保・育成事業（26地方創生先行）

【5】

（女性農業者の確保・育成を図るための経営者育成講座の開設等）

女性農業経営者ビジネスモデルの実現支援

- ・経営者育成講座の開設：30名（専門講座及び経営発展モデル立案講座の開催）

- ・モデル立案に必要な視察研修、資格取得、コンサルティング等の経費の助成

女性農業者の活躍事例集の作成・配布等

- ・配布先：就農相談会、婚活イベント、地域セミナー等

新 中小企業融資資金貸付金（女性・若者創業支援枠）

新規融資枠：400

（女性や若者が事業を開始する場合の資金の貸付）

- ・限度額：設備1,000万円、運転1,000万円、併用1,000万円

- ・融資利率：年1.2～1.4%

- ・保証料率：0.90%

別途、県信用保証協会の保証料20%を県補助

4 財政健全化に向けた取組み（第6次行財政改革大綱（H24～H28））

財政健全化目標への対応（平成27年度当初予算ベース）

- ・財政健全化目標「県債残高（特例的県債除き）の縮減」、「プライマリーバランス（臨時財政対策債除き）の黒字化」、「県債管理基金からの繰替運用の縮減」を踏まえて予算を計上
県債管理基金からの繰替運用を13年ぶりに解消

県保有土地対策による将来負担額の縮減等

- ・早期の土地処分に取り組むとともに、将来負担額の縮減を図るために必要な対策額を措置
平成26年度最終補正予算で、対策の前倒しを実施予定
平成27年度対策額（一般財源ベース）37億円程度

8 一般会計性質別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2 6 当 初 (A)	2 6 当 初 構 成 比	2 7 当 初 (B)	2 7 当 初 構 成 比	増 減 (B - A)	増 減 率	
義務的経費	人件費	320,539	29.4	323,246	27.8	2,707	0.8
	公債費	145,549	13.4	144,729	12.5	820	0.6
	扶助費	21,201	1.9	22,244	1.9	1,043	4.9
	計	487,289	44.7	490,219	42.2	2,930	0.6
投資的経費	公共事業	110,280	10.1	141,172	12.1	30,892	28.0
	うち国補	93,316	8.6	124,051	10.7	30,735	32.9
	うち県単	16,964	1.5	17,121	1.4	157	0.9
	その他	41,389	3.8	43,709	3.8	2,320	5.6
	うち国補	15,492	1.4	18,393	1.6	2,901	18.7
	うち県単	25,897	2.4	25,316	2.2	581	2.2
	計	151,669	13.9	184,881	15.9	33,212	21.9
	うち国補	108,808	10.0	142,444	12.3	33,636	30.9
	うち県単	42,861	3.9	42,437	3.6	424	1.0
	一般行政費	350,832	32.2	357,756	30.8	6,924	2.0
税交付金等	100,608	9.2	128,487	11.1	27,879	27.7	
合 計	1,090,398	100.0	1,161,343	100.0	70,945	6.5	

(注) 公共事業は区画整理事業(特別会計)及び下水道事業(企業会計)除きである。

9 一般会計款別内訳（歳入）

（単位：百万円、％）

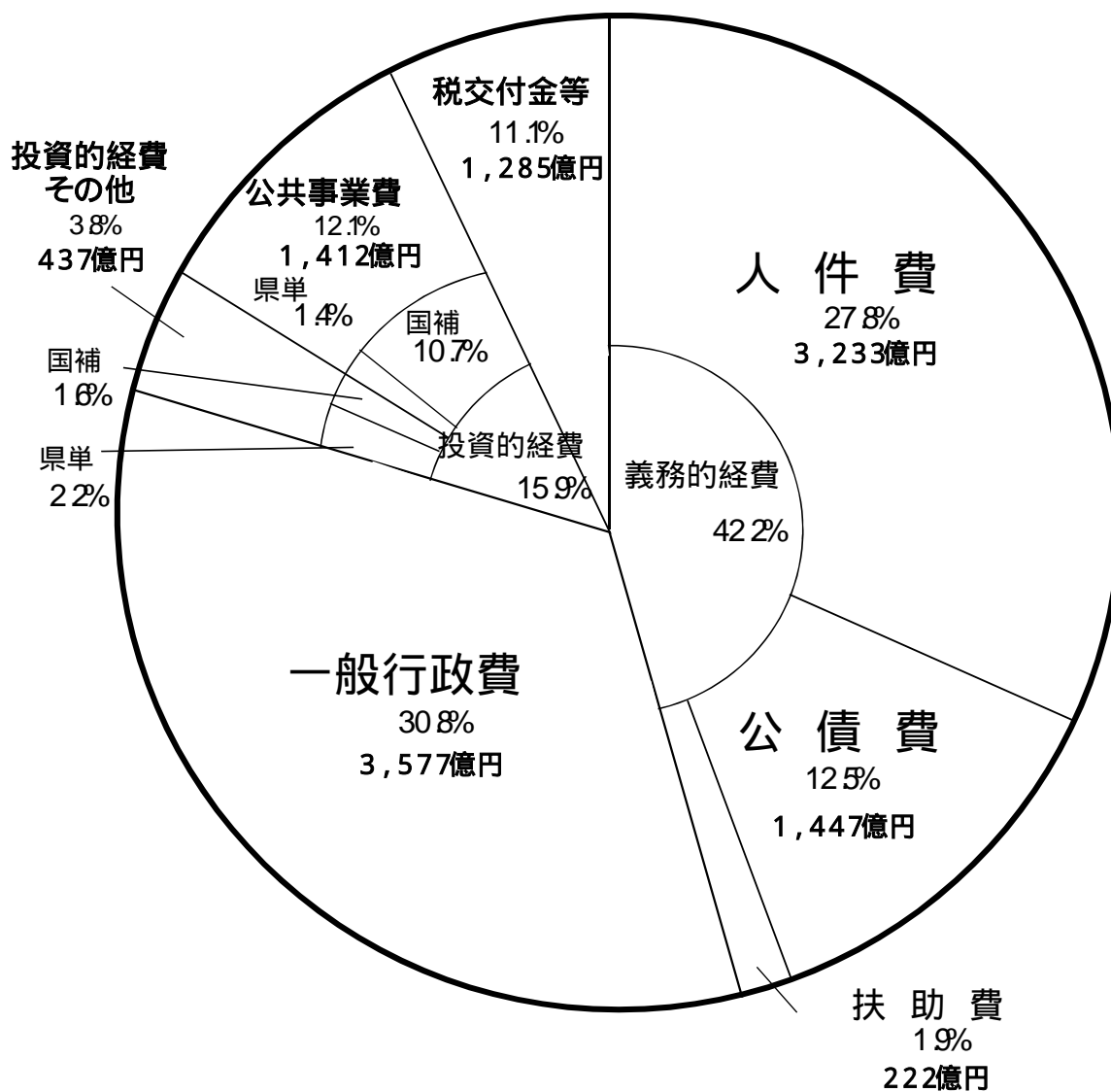
款名	26当初 (A)	26当初 構成比	27当初 (B)	27当初 構成比	増減 (B - A)	増減率
県税	327,515	30.0	356,966	30.7	29,451	9.0
地方消費税清算金	68,798	6.3	90,019	7.7	21,221	30.8
地方譲与税	51,673	4.7	52,215	4.5	542	1.0
地方特例交付金	921	0.1	918	0.1	3	0.3
地方交付税	184,973	17.0	199,688	17.2	14,715	8.0
交通安全対策特別交付金	931	0.1	983	0.1	52	5.6
分担金及び負担金	9,252	0.8	8,931	0.8	321	3.5
使用料及び手数料	13,892	1.3	15,794	1.4	1,902	13.7
国庫支出金	125,329	11.5	136,578	11.8	11,249	9.0
財産収入	1,900	0.2	2,873	0.2	973	51.2
寄附金	31	0.0	34	0.0	3	9.7
繰入金	41,691	3.8	28,610	2.5	13,081	31.4
繰越金	500	0.0	500	0.0	-	-
諸収入	112,975	10.4	121,942	10.5	8,967	7.9
県債	150,017	13.8	145,292	12.5	4,725	3.1
合計	1,090,398	100.0	1,161,343	100.0	70,945	6.5

10 一般会計款別内訳（歳出）

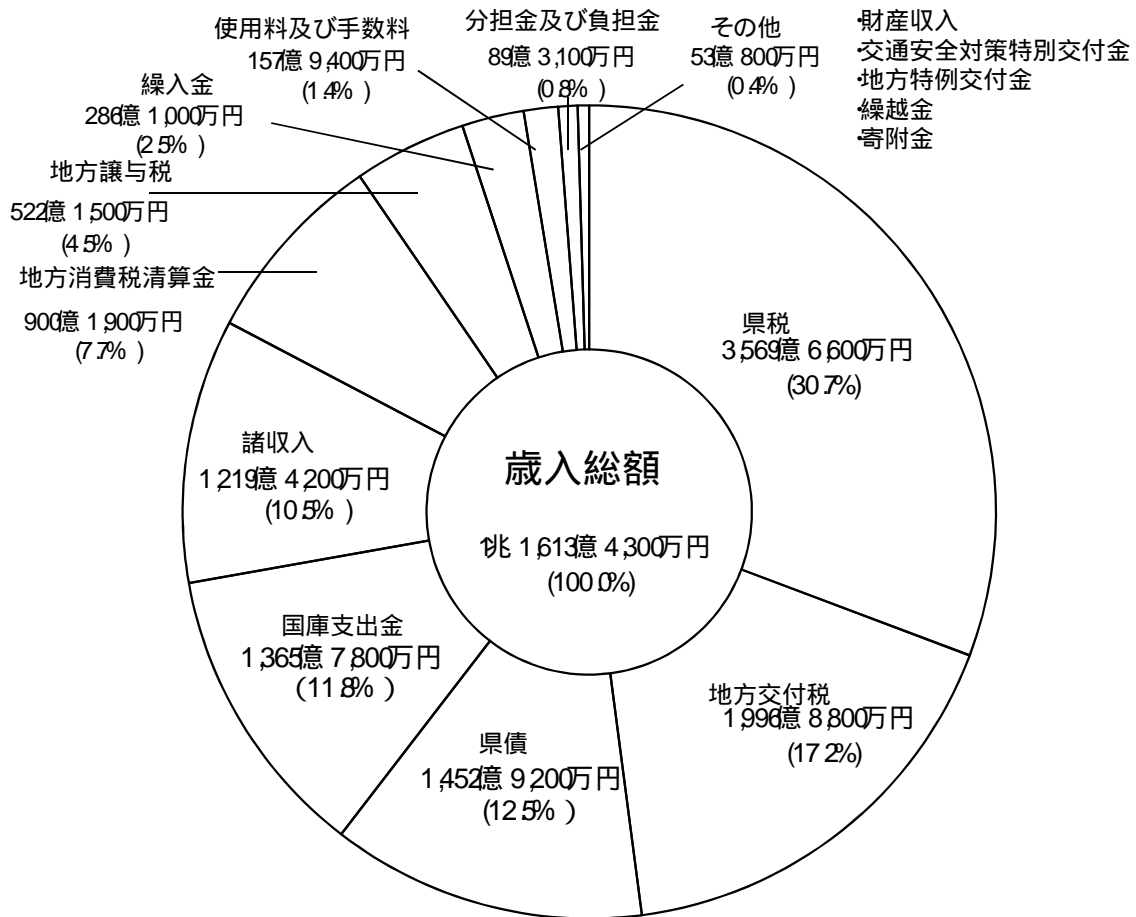
（単位：百万円、％）

款名	26当初 (A)	26当初 構成比	27当初 (B)	27当初 構成比	増減 (B - A)	増減率
議会費	1,737	0.2	1,661	0.1	76	4.4
総務費	36,591	3.3	36,417	3.1	174	0.5
企画開発費	23,303	2.1	17,918	1.5	5,385	23.1
生活環境費	12,829	1.2	12,575	1.1	254	2.0
保健福祉費	187,152	17.2	193,349	16.7	6,197	3.3
労働費	8,240	0.7	5,979	0.5	2,261	27.4
農林水産業費	50,270	4.6	48,820	4.2	1,450	2.9
商工費	89,595	8.2	98,133	8.5	8,538	9.5
土木費	101,138	9.3	132,286	11.4	31,148	30.8
警察費	60,399	5.5	60,687	5.2	288	0.5
教育費	275,565	25.3	280,796	24.2	5,231	1.9
災害復旧費	4,261	0.4	3,727	0.3	534	12.5
公債費	145,691	13.4	147,463	12.7	1,772	1.2
諸支出金	93,477	8.6	121,382	10.5	27,905	29.9
予備費	150	0.0	150	0.0	-	-
合計	1,090,398	100.0	1,161,343	100.0	70,945	6.5

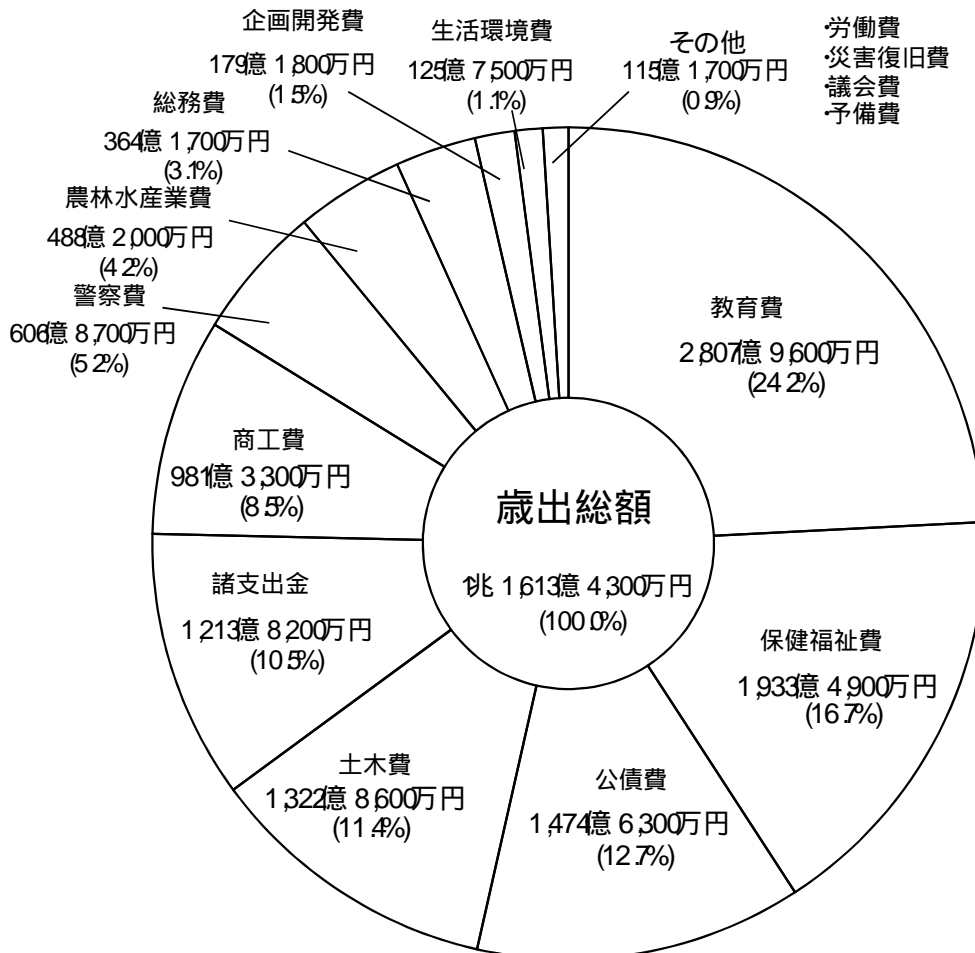
< 歳出 (性質別内訳) >



< 歳入 >



< 歳出 >



1 1 特別会計

(単位：百万円，%)

会 計 名	26当初 (A)	27当初 (B)	増 減 (B - A)	増 減 率
競 輪 事 業	15,528	12,238	3,290	21.2
公 債 管 理	179,074	192,768	13,694	7.6
市 町 村 振 興 資 金	1,190	1,163	27	2.3
鹿島臨海工業地帯造成事業	1,692	1,886	194	11.5
母子・父子・寡婦福祉資金	273	263	10	3.7
県立医療大学付属病院	2,524	2,580	56	2.2
中小企業事業資金	3,201	2,395	806	25.2
農 業 改 良 資 金	198	96	102	51.5
林業・木材産業改善資金	253	103	150	59.3
沿岸漁業改善資金	72	72	-	-
港 湾 事 業	22,134	38,784	16,650	75.2
都市計画事業土地区画整理事業	69,173	81,352	12,179	17.6
合 計	295,312	333,700	38,388	13.0

1 2 企業会計

(単位：百万円，%)

会 計 名	26当初 (A)	27当初 (B)	増 減 (B - A)	増 減 率
病 院 事 業	29,748	31,190	1,442	4.8
水 道 事 業	45,637	33,915	11,722	25.7
工業用水道事業	28,835	25,863	2,972	10.3
地 域 振 興 事 業	9,334	3,337	5,997	64.2
特定公共下水道事業	4,856	4,190	666	13.7
流域下水道事業	23,429	23,307	122	0.5
合 計	141,839	121,802	20,037	14.1

債務負担行為一覧

[一般会計]

(新規)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 平成 27年度 至 平成 37年度	元金 1,391,000,000千円及びこれに対する利子相当額
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、平成 27年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成 28年度 至 平成 34年度	融資総額 1 億 5,523万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、平成 27年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 平成 28年度 至 平成 42年度	融資総額 2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
新 事 業 促 進 融 資 損 失 補 償	新事業促進融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成 27年度 至 平成 36年度	20,000千円
新 事 業 促 進 融 資 損 失 補 償	新事業促進融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成 27年度 至 平成 39年度	23,000千円
パ ワ ー ア ッ プ 融 資 損 失 補 償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成 27年度 至 平成 39年度	280,000千円
パ ワ ー ア ッ プ 融 資 損 失 補 償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成 27年度 至 平成 36年度	135,000千円
再 生 支 援 融 資 損 失 補 償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成 27年度 至 平成 36年度	12,000千円
災 害 対 策 融 資 損 失 補 償	災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成 27年度 至 平成 39年度	197,000千円
借 換 融 資 損 失 補 償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成 27年度 至 平成 39年度	381,000千円

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨 城 県 火 災 共 済 協 同 組 合 損 失 補 償	金融機関が茨城県火災共済協同組合に対し、資金を融資し、当該資金に損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該機関と締結する。	自 平成 27年度 至 平成 29年度	200,000千円
失 業 者 等 生 活 資 金 融 資 損 失 補 償	失業者等生活金融融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成 27年度 至 平成 33年度	3,750千円
緊 急 雇 用 対 策 訓 練 業 務 委 託 契 約	介護福祉士養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	平成 28年度	75,497千円
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給	農業近代化金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、平成 27年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成 28年度 至 平成 47年度	融資総額 1億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第 3 条に規定する率を乗じて得た額
農 業 経 営 負 担 軽 減 支 援 資 金 利 子 補 給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、平成 27年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成 28年度 至 平成 42年度	融資総額 2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第 2条に規定する率を乗じて得た額
農 作 物 災 害 経 営 資 金 等 利 子 補 給 (現 年 災 分)	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、平成 27年度において 5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 平成 28年度 至 平成 39年度	融資総額 5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第 3条に規定する率を乗じて得た額
農 作 物 災 害 経 営 資 金 等 損 失 補 償 (現 年 災 分)	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	平成 30年度以降	200,000千円
野 菜 価 格 安 定 対 策 事 業 費 補 助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、平成 27年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 平成 27年度 至 平成 28年度	148,892千円
漁 業 近 代 化 資 金 等 利 子 補 給	漁業近代化金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、平成 27年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成 28年度 至 平成 50年度	融資総額 5億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第 3 条に規定する率を乗じて得た額
水 産 加 工 経 営 改 善 促 進 資 金 利 子 補 給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、平成 27年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成 28年度 至 平成 30年度	融資総額 1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第 4条に規定する率を乗じて得た額
広 域 営 農 団 地 農 道 整 備 事 業 工 事 請 負 契 約	県北東部地区の農道整備に係る工事請負契約を締結する。	平成 28年度	570,000千円

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
一般農道整備事業 工事請負契約	樺穂2期地区の農道整備に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	70,000千円
ふるさと農道整備事業 工事請負契約	市毛津田地区の農道整備に係る工事請負契約を締結する。	自 平成28年度 至 平成29年度	820,000千円
地方道路整備 工事請負契約	一般国道118号、那珂市下大賀地内の下大賀高架橋（仮称）外1箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	600,000千円
地方道路整備 工事請負契約	一般国道349号、常陸太田市下河合町地先の幸久大橋外1箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 平成28年度 至 平成29年度	2,700,000千円
地方道路整備 費用負担契約	一般国道354号、土浦市木田余地内の木田余跨線橋の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	平成28年度	240,000千円
公共用地先行 取得委託契約	公共用地先行取得について、茨城県土地開発公社理事長と委託契約を締結する。	自 平成28年度 至 平成30年度	400,000千円及びこれに対する利子並びに事務費の合計額
県営住宅建設 工事請負契約	都和団地の県営住宅の建設に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	369,200千円
被災住宅復興支援 利子補給	市町村が被災住宅の補修等に係る借入をする者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 平成28年度 至 平成32年度	69,95千円
県立学校建設 工事請負契約	県立土浦第一高等学校の耐震補強に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	217,200千円
自然博物館展覧会 開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	平成28年度	1,029千円
無停電電源装置 更新工事請負契約	警察本部設置の無停電電源装置更新に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	141,869千円

[特別会計]

(新規)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港日立港区 港湾施設整備 建設工事請負契約	茨城港日立港区（第3ふ頭地区）港湾施設整備に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	4,000,000千円
茨城港常陸那珂港区 港湾施設整備 建設工事請負契約	茨城港常陸那珂港区（中央ふ頭地区）石炭灰処分場の護岸整備に係る工事請負契約を締結する。	自 平成28年度 至 平成30年度	28,400,000千円
茨城港常陸那珂港区 港湾施設整備 建設費用負担契約	茨城港常陸那珂港区（中央ふ頭地区）の石炭灰処分場の護岸整備に係る費用負担について、関東地方整備局副局長と契約を締結する。	自 平成28年度 至 平成30年度	33,000,000千円

[企業会計]

(新規)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
霞ヶ浦湖北流域 下水道工事請負契約	霞ヶ浦湖北流域下水道事業の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	717,274千円
霞ヶ浦常南流域 下水道工事請負契約	霞ヶ浦常南流域下水道事業の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	809,307千円
那珂久慈流域 下水道工事請負契約	那珂久慈流域下水道事業の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	32,400千円
霞ヶ浦水郷流域 下水道工事請負契約	霞ヶ浦水郷流域下水道事業のポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	51,235千円
那珂久慈ブロック 広域汚泥処理 工事請負契約	那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	280,584千円
那珂久慈流域下水道 維持管理業務委託契約	那珂久慈流域下水道事業の維持管理業務委託契約を締結する。	自 平成28年度 至 平成30年度	1,765,000千円
那珂久慈ブロック 広域汚泥処理施設 維持管理業務委託	那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設の維持管理業務委託契約を締結する。	自 平成28年度 至 平成30年度	1,285,000千円
県南広域 水道建設事業 工事請負契約	県南広域水道建設事業の浄水施設に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	5,018,589千円

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
県西広域水道建設事業 工事請負契約	県西広域水道建設事業の浄水施設に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	124,665千円
県南広域水道事業 浄水処理関連 業務委託契約	県南広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係る委託契約を締結する。	平成28年度	158,814千円
鹿行広域水道事業 浄水処理関連 業務委託契約	鹿行広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係る委託契約を締結する。	平成28年度	86,865千円
県西広域水道事業 浄水処理関連 業務委託契約	県西広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係る委託契約を締結する。	平成28年度	65,405千円
県中央広域水道事業 浄水処理関連 業務委託契約	県中央広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係る委託契約を締結する。	平成28年度	67,392千円
県西広域工業用 水道建設事業 工事請負契約	県西広域工業用水道建設事業の浄水施設に係る工事請負契約を締結する。	平成28年度	85,925千円

条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(立地推進室)</p> <p>茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例</p> <p>国の電源立地地域対策交付金の運用方針の変更により、発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金の取崩しが可能とされたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>当分の間、企業立地を促進するため特に必要があると認めるときは、基金を処分することができることとする。 (施行日 公布の日)</p> <p>(参考) 基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的 発電用施設の周辺地域又はこれに隣接する市町村の区域の住民が通常通勤することができる地域における企業立地の促進を図るための資金貸付の円滑化及び効率化 ・基金の額 2億円に一般会計歳入歳出予算の定めるところにより追加して積み立てた額を合算した額
<p>(総務課)</p> <p>茨城県自転車競走実施条例の一部を改正する条例</p> <p>競輪に係る事務を委託することができる法人の表記を改めるため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>「公益財団法人日本自転車競技会」 「自転車競技法第38条第1項の規定に基づき競技実施法人として指定されている法人」</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(総務課)</p> <p>茨城県行政手続条例の一部を改正する条例</p> <p>行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 行政指導の中止等の求めの手続の新設 行政指導の相手方は、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができることとする。 (2) 処分等の求めの手続の新設 何人も、法令又は条例等に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができることとする。 (3) 行政指導の方式の規定の新設 行政機関は、行政指導をする際、許認可等の権限を行使し得る旨を示すときは、許認可等の根拠を示さなければならぬこととする。 <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>

議 案	内 容										
<p>(人事課) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告等に伴い、給与制度の総合的見直しを実施する等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例 国に準ずることを基本に、給与制度の総合的見直しを段階的に実施する(平成30年4月1日完全実施)。 ・給料表の見直し 給料表の水準を全体として引下げ(初任給は据置き) ・地域手当の見直し 県内 一律3% 6% ・その他の手当の見直し 単身赴任手当の引上げ(基本額:23,000円 30,000円)等</p> <p>(2) その他所要の改正</p> <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>										
<p>(人事課) 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例</p> <p>婦人相談所の名称変更、流域下水道事務所等の再編統合及び付属機関の担当事項の追加に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 幅広い年齢層に対する相談支援を行うことをより明確化するため、「婦人相談所」の名称を「女性相談センター」に改める。</p> <p>(2) 流域下水道の維持管理の強化及び効率化を図るため、3流域下水道事務所及び流域下水道水質管理センターを再編統合する(統合後の流域下水道事務所の位置 土浦市)。</p> <p>(3) 茨城県情報公開・個人情報保護審査会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議できるようにする。</p> <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>										
<p>(人事課) 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>現下の厳しい財政状況等を考慮し、知事等の給料を減額する特例措置を延長するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>・減額措置期間の延長 平成27年3月31日まで 平成28年3月31日まで(1年間) (施行日 平成27年4月1日)</p> <p>(参考)減額措置の内容</p> <table border="1" data-bbox="655 1525 1417 1715"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>教育長, 公営企業管理者, 病院事業管理者</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員, 医療大学の学長</td> <td>13%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	減額率	知事	20%	副知事	15%	教育長, 公営企業管理者, 病院事業管理者	14%	常勤の監査委員, 医療大学の学長	13%
区 分	減額率										
知事	20%										
副知事	15%										
教育長, 公営企業管理者, 病院事業管理者	14%										
常勤の監査委員, 医療大学の学長	13%										

議 案	内 容
<p>(財政課 , 環境対策課 , 廃棄物対策課 , 医療対策課 , 生活衛生課 , 建築指導課 , 住宅課)</p> <p>茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第 4 次一括法) により , 土壤汚染対策法等が一部改正されたこと等に伴い , 所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第 4 次一括法) による権限移譲に伴う手数料の新設 (主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関指定申請手数料 30,900円 ・ 食品衛生法に基づく食品衛生管理者養成施設登録申請手数料 150,000円 <p>(2) 宅地建物取引業法の改正に伴う手数料の新設等 (主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引士証の再交付申請手数料 4,500円 <p>(3) その他所要の改正 (主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬又は猫の引取手数料の引上げ 2,000円 4,000円 (施行日 平成 27 年 4 月 1 日外)
<p>(税務課)</p> <p>茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>県内産業活動の活性化及び雇用機会の創出を引き続き図るため , 一部内容を見直しの上 , 期限の延長を行おうとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 期限の延長 平成 27 年 3 月 31 日まで 平成 30 年 3 月 31 日まで (3 年間)</p> <p>(2) 課税免除要件の緩和 過疎地域における電気・ガス・熱供給業等に係る事務所等を新増設した場合について , 法人事業税及び不動産取得税の課税免除の対象に追加する。 (施行日 (1) 公布の日 , (2) 平成 27 年 4 月 1 日)</p> <p>(参考) 特別措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人事業税の課税免除 (3 年間) 事務所等の新増設により増加した従業者数に応じて免除 ・ 不動産取得税の課税免除 事務所等の新増設により取得した家屋及びその敷地である土地に係る税額を事業の用に供する面積等に応じて免除
<p>(生活文化課)</p> <p>茨城県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例</p> <p>国の地方消費者行政活性化基金管理運営要領の一部改正に伴い , 所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金事業の実施期間 平成 27 年 3 月 31 日まで 削除 (施行日 公布の日) <p>(参考) 基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置目的 消費者行政の活性化 ・ 積立額 国から交付を受けた地方消費者行政活性化交付金の額

議 案	内 容
<p>(環境政策課)</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を一括整理しようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められたことに伴い、関係条例を一括して整理する。</p> <p>(施行日 平成27年5月29日)</p> <p>(参考)改正条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県県税条例 ・茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 ・茨城県手数料徴収条例 ・茨城県住民基本台帳法施行条例 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例
<p>(環境対策課)</p> <p>茨城県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>深夜騒音に関する規制を強化する等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 飲食店営業等を営む者が深夜において音響機器の使用の制限に違反した場合に改善勧告等及び改善命令等を行うことができるよう規定を追加 改善命令等違反 6月以下の懲役又は罰金30万円</p> <p>(2) その他所要の改正</p> <p>(施行日 平成27年7月1日)</p>
<p>(廃棄物対策課)</p> <p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律により、刑法が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>刑法の一部改正に伴い、引用条項を移動する。 「第208条の3」 「第208条の2」</p> <p>(施行日 公布の日)</p>

議 案	内 容																																																																																								
<p>(厚生総務課)</p> <p>茨城県立医療大学条例の一部を改正する条例</p> <p>学校教育法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>学校教育法の一部改正等に伴い、教授会の審議事項を改める。</p> <p>教授会の役割</p> <table border="1" data-bbox="655 434 1415 887"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 学校教育法 学長が次の事項を決定するに当たり、意見を述べる。 ・学生の入学、卒業及び課程の修了 ・学位の授与 ・教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの ・上記以外の事項で教育研究に関するもの </td> <td> 学校教育法 重要な事項を審議する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>	改正後	改正前	学校教育法 学長が次の事項を決定するに当たり、意見を述べる。 ・学生の入学、卒業及び課程の修了 ・学位の授与 ・教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの ・上記以外の事項で教育研究に関するもの	学校教育法 重要な事項を審議する。																																																																																				
改正後	改正前																																																																																								
学校教育法 学長が次の事項を決定するに当たり、意見を述べる。 ・学生の入学、卒業及び課程の修了 ・学位の授与 ・教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの ・上記以外の事項で教育研究に関するもの	学校教育法 重要な事項を審議する。																																																																																								
<p>(福祉指導課)</p> <p>民生委員の定数を定める条例</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)により、民生委員法が一部改正されたことに伴い、民生委員の定数を定めるため、本条例を制定しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <p>各市町村における民生委員の定数を次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="655 1072 1415 1906"> <tbody> <tr><td>水戸市</td><td>423</td><td>筑西市</td><td>218</td></tr> <tr><td>日立市</td><td>355</td><td>坂東市</td><td>89</td></tr> <tr><td>土浦市</td><td>239</td><td>稲敷市</td><td>107</td></tr> <tr><td>古河市</td><td>230</td><td>かすみがうら市</td><td>87</td></tr> <tr><td>石岡市</td><td>162</td><td>桜川市</td><td>100</td></tr> <tr><td>結城市</td><td>89</td><td>神栖市</td><td>133</td></tr> <tr><td>龍ヶ崎市</td><td>118</td><td>行方市</td><td>91</td></tr> <tr><td>下妻市</td><td>82</td><td>鉾田市</td><td>109</td></tr> <tr><td>常総市</td><td>106</td><td>つくばみらい市</td><td>75</td></tr> <tr><td>常陸太田市</td><td>139</td><td>小美玉市</td><td>89</td></tr> <tr><td>高萩市</td><td>59</td><td>茨城町</td><td>60</td></tr> <tr><td>北茨城市</td><td>92</td><td>大洗町</td><td>39</td></tr> <tr><td>笠間市</td><td>151</td><td>城里町</td><td>50</td></tr> <tr><td>取手市</td><td>187</td><td>東海村</td><td>65</td></tr> <tr><td>牛久市</td><td>120</td><td>大子町</td><td>81</td></tr> <tr><td>つくば市</td><td>256</td><td>美浦村</td><td>28</td></tr> <tr><td>ひたちなか市</td><td>243</td><td>阿見町</td><td>77</td></tr> <tr><td>鹿嶋市</td><td>97</td><td>河内町</td><td>24</td></tr> <tr><td>潮来市</td><td>72</td><td>八千代町</td><td>50</td></tr> <tr><td>守谷市</td><td>91</td><td>五霞町</td><td>20</td></tr> <tr><td>常陸大宮市</td><td>139</td><td>境町</td><td>47</td></tr> <tr><td>那珂市</td><td>105</td><td>利根町</td><td>42</td></tr> </tbody> </table> <p>現在の民生委員(任期 平成25年12月1日から平成28年11月30日まで)の定数と同じ定数を条例に定めるもの</p> <p>(施行日 公布の日)</p>	水戸市	423	筑西市	218	日立市	355	坂東市	89	土浦市	239	稲敷市	107	古河市	230	かすみがうら市	87	石岡市	162	桜川市	100	結城市	89	神栖市	133	龍ヶ崎市	118	行方市	91	下妻市	82	鉾田市	109	常総市	106	つくばみらい市	75	常陸太田市	139	小美玉市	89	高萩市	59	茨城町	60	北茨城市	92	大洗町	39	笠間市	151	城里町	50	取手市	187	東海村	65	牛久市	120	大子町	81	つくば市	256	美浦村	28	ひたちなか市	243	阿見町	77	鹿嶋市	97	河内町	24	潮来市	72	八千代町	50	守谷市	91	五霞町	20	常陸大宮市	139	境町	47	那珂市	105	利根町	42
水戸市	423	筑西市	218																																																																																						
日立市	355	坂東市	89																																																																																						
土浦市	239	稲敷市	107																																																																																						
古河市	230	かすみがうら市	87																																																																																						
石岡市	162	桜川市	100																																																																																						
結城市	89	神栖市	133																																																																																						
龍ヶ崎市	118	行方市	91																																																																																						
下妻市	82	鉾田市	109																																																																																						
常総市	106	つくばみらい市	75																																																																																						
常陸太田市	139	小美玉市	89																																																																																						
高萩市	59	茨城町	60																																																																																						
北茨城市	92	大洗町	39																																																																																						
笠間市	151	城里町	50																																																																																						
取手市	187	東海村	65																																																																																						
牛久市	120	大子町	81																																																																																						
つくば市	256	美浦村	28																																																																																						
ひたちなか市	243	阿見町	77																																																																																						
鹿嶋市	97	河内町	24																																																																																						
潮来市	72	八千代町	50																																																																																						
守谷市	91	五霞町	20																																																																																						
常陸大宮市	139	境町	47																																																																																						
那珂市	105	利根町	42																																																																																						

議 案	内 容
<p>(福祉指導課)</p> <p>茨城県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例</p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金事業の実施期間 平成27年3月31日まで 平成28年3月31日まで(1年間) (施行日 公布の日) <p>(参考)基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的 社会福祉施設等入所者の安全・安心な生活環境の確保 ・積立額 国から交付を受けた社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の額
<p>(子ども家庭課)</p> <p>茨城県健やか子ども基金条例の一部を改正する条例</p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金事業の実施期間 平成27年3月31日まで 平成28年3月31日まで(1年間) (施行日 公布の日) <p>(参考)基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的 安心して子育てができる環境の整備及び妊婦に対する健康診査の拡充 ・積立額 国から交付を受けた子育て支援対策臨時特例交付金の額等
<p>(長寿福祉課)</p> <p>茨城県介護基盤・処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例</p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金事業の実施期間 平成27年3月31日まで 平成27年12月31日まで(9日間) (施行日 公布の日) <p>(参考)基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的 地域密着型介護老人福祉施設等の整備等の支援 ・積立額 国から交付を受けた介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の額等
<p>(長寿福祉課)</p> <p>老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>設備及び運営に関する基準を定めている省令の一部改正により、地域密着型特別養護老人ホームがサテライト型居住施設を設置する場合における当該地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準を定める。</p> <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(長寿福祉課)</p> <p>介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 所定の基準を満たす場合，訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの両サービスを提供する事業者が，それぞれのサービスに関して行う利用者の同意取得等を一本化することを認める。</p> <p>(2) 短期入所生活介護等において，介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合等に，専用の居室以外の静養室での受入れを可能とする。</p> <p>(3) 養護老人ホームにおいて，一般型指定特定施設入居者生活介護事業を行うことを可能とする。</p> <p>(4) その他所要の改正</p> <p>(施行日 平成 27年 4月 1日)</p>
<p>(長寿福祉課)</p> <p>介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設に言語聴覚士を置かないことを可能とする。</p> <p>(施行日 平成 27年 4月 1日)</p>
<p>(長寿福祉課)</p> <p>介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 所定の基準を満たす場合，介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの両サービスを提供する事業者が，それぞれのサービスに関して行う利用者の同意取得等を一本化することを認める。</p> <p>(2) 介護予防短期入所生活介護等において，指定介護予防支援事業所の担当職員が緊急やむを得ないと認めた場合等においては，専用の居室以外の静養室での受入れを可能とする。</p> <p>(3) 指定居宅介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において，基準該当介護予防短期入所生活介護を行うことを可能とする。</p> <p>(4) 養護老人ホームにおいて，一般型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業を行うことを可能とする。</p> <p>(5) その他所要の改正</p> <p>(施行日 平成 27年 4月 1日)</p>

議 案	内 容
<p>(長寿福祉課)</p> <p>介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 介護支援専門員が、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の指定居宅サービス等基準等において位置付けられている個別サービス計画の提出を求めることとする。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、市町村が設置する会議において、被保険者への適切な支援を図るために検討を行うための資料等の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(障害福祉課)</p> <p>茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例</p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金事業の実施期間 平成27年3月31日まで 平成28年3月31日まで(1年間) (施行日 公布の日) (参考)基金の概要 ・設置目的 地域における自殺対策を緊急に強化 ・積立額 国から交付を受けた地域自殺対策緊急強化交付金の額
<p>(障害福祉課)</p> <p>児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 事業所の定員等について所定の要件を満たした介護保険法に基づく指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供することを可能とする特例を設ける。</p> <p>(2) 重症心身障害児を通わせる場合における指定放課後等デイサービスの従業者の員数及び利用定員の基準を追加する。</p> <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>
<p>(障害福祉課)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 事業所の定員等について所定の要件を満たした介護保険法に基づく指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護及び短期入所を提供することを可能とする特例を設ける。</p> <p>(2) 地域において指定共同生活援助等のサービス提供が受けられない等の所定の要件を満たした場合、病院の敷地内において指定共同生活援助の事業等を行うことを可能とする特例を設ける。</p> <p>(3) その他所要の改正</p> <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>

議 案	内 容																					
<p>(生活衛生課)</p> <p>茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例</p> <p>食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する国の指針が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>食品等事業者が公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準(管理運営基準)を次のとおり改める。</p> <p>(1) 従来からの管理運営基準に加え、「^ハ「^サ「^ツ「^プ」(食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理方式)を用いて衛生管理を行う場合の管理運営基準を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生上の危害の原因となる物質の特定及び管理等 <p>(2) ノロウイルス食中毒対策に係る基準の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て手袋使用時の交換等 <p>(3) 消費者等からの健康被害につながるおそれが否定できない情報について、保健所長に速やかに報告する旨の基準の追加</p> <p>(4) その他所要の改正</p> <p>(施行日 平成27年10月1日、規則で定める日)</p>																					
<p>(産業技術課)</p> <p>茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例</p> <p>県立笠間陶芸大学校の設置及び管理について、必要な事項を定めようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <p>陶芸に関する専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、もって陶芸及び陶磁器産業の発展に資するために設置する。</p> <p>(施行日 平成28年4月1日、規則で定める日)</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="643 1115 1430 1570"> <thead> <tr> <th></th> <th>陶芸学科</th> <th>研究科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位 置</td> <td colspan="2">笠間市笠間</td> </tr> <tr> <td>修業年限</td> <td>2年</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>入学資格</td> <td>高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者</td> <td>陶芸学科を卒業した者又はこれと同等以上の陶芸に関する専門的な知識及び技術があると認められた者</td> </tr> <tr> <td>入学試験手数料</td> <td colspan="2">16,500円</td> </tr> <tr> <td>入 学 料</td> <td colspan="2">84,600円</td> </tr> <tr> <td>授 業 料</td> <td colspan="2">234,600円</td> </tr> </tbody> </table>		陶芸学科	研究科	位 置	笠間市笠間		修業年限	2年	1年	入学資格	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者	陶芸学科を卒業した者又はこれと同等以上の陶芸に関する専門的な知識及び技術があると認められた者	入学試験手数料	16,500円		入 学 料	84,600円		授 業 料	234,600円	
	陶芸学科	研究科																				
位 置	笠間市笠間																					
修業年限	2年	1年																				
入学資格	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者	陶芸学科を卒業した者又はこれと同等以上の陶芸に関する専門的な知識及び技術があると認められた者																				
入学試験手数料	16,500円																					
入 学 料	84,600円																					
授 業 料	234,600円																					
<p>(産業技術課)</p> <p>茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>設備の開放等による設備使用料及び試験等手数料の追加等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 新たに追加する設備・試験 1項目</p> <p>(2) 機器の新規導入等に伴う項目の更新 4項目</p> <p>(3) 機器の老朽化等により削除する設備・試験 2項目</p> <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>																					

議 案	内 容																																		
<p>(林政課) 茨城県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例</p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金事業の実施期間 平成27年3月31日まで 平成28年3月31日まで(1年間) (施行日 公布の日) (参考)基金の概要 設置目的 間伐等の森林整備の一層の促進 間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の再生 積立額 国から交付を受けた森林整備加速化・林業再生事業費補助金の額 																																		
<p>(農地整備課) 茨城県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>国営石岡台地土地改良事業に係る地元負担金の償還完了に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>別表(第2条第1項,第3条第1項)中国営石岡台地土地改良事業の項を削除</p> <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>																																		
<p>(道路維持課) 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>道路法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)所在地の区分の改正及び各区分に応じた占用料の額の改定</p> <p>ア 所在地の区分</p> <table border="1" data-bbox="655 1205 1417 1317"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一級地,第二級地,第三級地,第四級地及び第五級地(5区分)</td> <td>市,町村(2区分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>改定後の区分については、固定資産税評価額の地価の平均を基に、各市町村の地価の平均の降順に区分</p> <p>イ 占用料の額の例</p> <p>(ア) 第一種電話柱(市所在の場合,1本につき1年)</p> <table data-bbox="746 1464 1123 1648"> <tr><td>560円</td><td>第一級地</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td></td><td>第二級地</td><td>550円</td></tr> <tr><td></td><td>第三級地</td><td>390円</td></tr> <tr><td></td><td>第四級地</td><td>320円</td></tr> <tr><td></td><td>第五級地</td><td>280円</td></tr> </table> <p>(1) 外径が0.07m以上0.1m未満の地下埋設管 (市所在の場合,1mにつき1年)</p> <table data-bbox="762 1727 1123 1910"> <tr><td>34円</td><td>第一級地</td><td>73円</td></tr> <tr><td></td><td>第二級地</td><td>33円</td></tr> <tr><td></td><td>第三級地</td><td>23円</td></tr> <tr><td></td><td>第四級地</td><td>19円</td></tr> <tr><td></td><td>第五級地</td><td>17円</td></tr> </table> <p>(2) その他 国有林野事業に係る占用料を徴収できなくなったことに伴う改正</p> <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>	改正後	改正前	第一級地,第二級地,第三級地,第四級地及び第五級地(5区分)	市,町村(2区分)	560円	第一級地	1,200円		第二級地	550円		第三級地	390円		第四級地	320円		第五級地	280円	34円	第一級地	73円		第二級地	33円		第三級地	23円		第四級地	19円		第五級地	17円
改正後	改正前																																		
第一級地,第二級地,第三級地,第四級地及び第五級地(5区分)	市,町村(2区分)																																		
560円	第一級地	1,200円																																	
	第二級地	550円																																	
	第三級地	390円																																	
	第四級地	320円																																	
	第五級地	280円																																	
34円	第一級地	73円																																	
	第二級地	33円																																	
	第三級地	23円																																	
	第四級地	19円																																	
	第五級地	17円																																	

議 案	内 容																			
<p>(建築指導課)</p> <p>茨城県建築基準条例の一部を改正する条例</p> <p>建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>建築基準法の一部改正により、耐火建築物及び準耐火建築物と同等の耐火性能等を有する建築物の基準が定められたことに伴い、当該建築物について、耐火建築物及び準耐火建築物と同様に、学校、共同住宅等の防火及び避難に関する基準を適用除外とする。</p> <p>適用除外の範囲を拡大する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の校舎と敷地境界線等との距離 ・ 共同住宅等に設置すべき階段の数 等 <p>(施行日 平成 27年 6月 1日)</p>																			
<p>(住宅課)</p> <p>茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 法の名称の改正に伴う引用条文の改正</p> <p>「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」</p> <p>「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」</p> <p>(2) その他所要の改正</p> <p>(施行日 公布の日)</p>																			
<p>(企業局，病院局)</p> <p>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>管理職員特別勤務手当を見直す等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 管理職員特別勤務手当の支給要件の拡充</p> <p>管理職員が災害への対処等の臨時又は緊急の必要により、平日の深夜(午前0時から午前5時まで)に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(2) 再任用職員に対する単身赴任手当の支給</p> <p>(施行日 平成 27年 4月 1日)</p>																			
<p>(病院局)</p> <p>茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>産婦人科の診療料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <table border="1" data-bbox="655 1563 1417 1868"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">分べん</td> <td>平日(午前8時30分から午後5時15分まで)</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>・ 平日(夜間(深夜を除く。))</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>・ 休日、土曜日及び日曜日</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">深 夜</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">乳児の介補</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">母乳外来指導</td> <td>2,160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日 平成 27年 4月 1日)</p>	区 分		額	分べん	平日(午前8時30分から午後5時15分まで)	200,000円	・ 平日(夜間(深夜を除く。))	210,000円	・ 休日、土曜日及び日曜日	220,000円	深 夜		220,000円	乳児の介補		8,000円	母乳外来指導		2,160円
区 分		額																		
分べん	平日(午前8時30分から午後5時15分まで)	200,000円																		
	・ 平日(夜間(深夜を除く。))	210,000円																		
	・ 休日、土曜日及び日曜日	220,000円																		
深 夜		220,000円																		
乳児の介補		8,000円																		
母乳外来指導		2,160円																		

議 案	内 容																																							
<p>(教育庁総務課)</p> <p>教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例を定めるため、本条例を制定しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、常勤の特別職とされた教育長に関し、次の事項について条例で定めることとされたことに伴い、制定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間その他の勤務条件 ・職務専念義務の免除 <p>いずれも一般職の職員と同様とする。</p> <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>																																							
<p>(教育庁総務課)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を一括整理しようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>教育委員会の代表者である教育委員長と事務の統括者である教育長(一般職)を一本化した、新たな教育長(特別職)が設置されること等に伴い、関係条例を一括して整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前の教育長の給与等を定める条例の廃止 ・新たな教育長の給与を定めるための改正 ・教育委員長の廃止に伴う改正 等 <p>(参考)関係条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 ・特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 ・茨城県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例 ・茨城県職員定数条例 ・特別職の職員の退職手当に関する条例 ・知事等の給与の特例に関する条例 <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>																																							
<p>(警務課)</p> <p>茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例</p> <p>警察法施行令の一部改正により、地方警察職員の定員の基準が改められることに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <table border="1" data-bbox="655 1529 1417 1868"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">定 員 (人)</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">警察官</td> <td>警 視</td> <td>145</td> <td>144</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>警 部</td> <td>314</td> <td>313</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡查部長</td> <td>2,829</td> <td>2,815</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>巡 査</td> <td>1,482</td> <td>1,475</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4,770</td> <td>4,747</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の職員</td> <td>581</td> <td>581</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>5,351</td> <td>5,328</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日 平成27年4月1日)</p>	区 分		定 員 (人)			改正後	改正前	増減	警察官	警 視	145	144	1	警 部	314	313	1	警部補及び巡查部長	2,829	2,815	14	巡 査	1,482	1,475	7	小 計	4,770	4,747	23	その他の職員		581	581	-	合 計		5,351	5,328	23
区 分				定 員 (人)																																				
		改正後	改正前	増減																																				
警察官	警 視	145	144	1																																				
	警 部	314	313	1																																				
	警部補及び巡查部長	2,829	2,815	14																																				
	巡 査	1,482	1,475	7																																				
	小 計	4,770	4,747	23																																				
その他の職員		581	581	-																																				
合 計		5,351	5,328	23																																				

議 案	内 容						
<p>(交通企画課)</p> <p>茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>道路交通法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 道路交通法施行令の一部改正関係 運転免許等に関する手数料の額の標準の改定に伴う改正 (主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 4,600円 4,400円 ・仮運転免許に係る試験 3,000円 2,850円 ・免許証再交付 3,600円 3,500円 ・大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員 審査 23,500円 23,450円 ・安全運転管理者等講習 1時間について 700円 750円 <p>(2) 道路交通法の一部改正関係 自転車運転者講習の創設に伴う手数料の追加 講習 1時間について 1,900円 道路交通法施行令において手数料の額の標準が定められる。 (施行日 (1)平成 2年 4月 1日, (2)平成 2年 6月 1日)</p>						
<p>(出資団体指導・行政監察室)</p> <p>包括外部監査契約の締結について</p> <p>地方自治法の規定に基づき、包括外部監査について、税理士池田雄一と契約を締結しようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1)契約の目的：包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告</p> <p>(2)契約の始期：平成 2年 4月 1日</p> <p>(3)契約金額：1,620万円を上限とする額</p> <p>(4)契約の相手方：税理士 池田 雄一</p>						
<p>(防災・危機管理課)</p> <p>県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</p> <p>平成 2年度において県が行う防災情報ネットワークシステム再整備事業に対する市町村の負担について、地方財政法の規定に基づき、その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>・地方財政法第 27条の規定に基づく市町村の負担額 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="655 1491 1417 1644"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災情報ネットワークシステム再整備事業</td> <td>534,351</td> <td>水戸市外 43市町村, 鹿島地方事務組合外 6 事務組合</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	市 町 村	防災情報ネットワークシステム再整備事業	534,351	水戸市外 43市町村, 鹿島地方事務組合外 6 事務組合
事業名	負担額	市 町 村					
防災情報ネットワークシステム再整備事業	534,351	水戸市外 43市町村, 鹿島地方事務組合外 6 事務組合					

議 案	内 容																											
<p>(下水道課)</p> <p>霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について</p> <p>下水道法の規定に基づき，霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>・流域下水道の維持管理に要する費用負担額（平成 27年度分） （単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="655 394 1415 775"> <thead> <tr> <th>流域下水道名</th> <th>負担額</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霞ヶ浦常南</td> <td>1,915,509</td> <td>龍ヶ崎市外 5 市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦湖北</td> <td>1,906,188</td> <td>土浦市外 4 市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦水郷</td> <td>360,827</td> <td>潮来市外 1 市</td> </tr> <tr> <td>那珂久慈</td> <td>2,004,551</td> <td>水戸市外 8 市町村，ひたちなか・東海広域事務組合</td> </tr> <tr> <td>利根左岸さしま</td> <td>375,709</td> <td>古河市外 2 市町</td> </tr> <tr> <td>鬼怒小貝</td> <td>394,494</td> <td>下妻市外 3 市町</td> </tr> <tr> <td>小貝川東部</td> <td>533,318</td> <td>下妻市外 3 市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,490,596</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域下水道名	負担額	市 町 村	霞ヶ浦常南	1,915,509	龍ヶ崎市外 5 市町	霞ヶ浦湖北	1,906,188	土浦市外 4 市町	霞ヶ浦水郷	360,827	潮来市外 1 市	那珂久慈	2,004,551	水戸市外 8 市町村，ひたちなか・東海広域事務組合	利根左岸さしま	375,709	古河市外 2 市町	鬼怒小貝	394,494	下妻市外 3 市町	小貝川東部	533,318	下妻市外 3 市	計	7,490,596	
流域下水道名	負担額	市 町 村																										
霞ヶ浦常南	1,915,509	龍ヶ崎市外 5 市町																										
霞ヶ浦湖北	1,906,188	土浦市外 4 市町																										
霞ヶ浦水郷	360,827	潮来市外 1 市																										
那珂久慈	2,004,551	水戸市外 8 市町村，ひたちなか・東海広域事務組合																										
利根左岸さしま	375,709	古河市外 2 市町																										
鬼怒小貝	394,494	下妻市外 3 市町																										
小貝川東部	533,318	下妻市外 3 市																										
計	7,490,596																											
<p>(消防安全課)</p> <p>費用負担契約の締結について</p> <p>茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備事業について，水戸市内原町 1395 番地の 1 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会会長会田真一と平成 25年度から平成 27年度までの総額 13億円のうち 5 億円をもって，平成 27年度費用負担契約を締結しようとするものである。</p>	<p>工事の内容</p> <p>(1)工事名 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備事業</p> <p>(2)工事箇所 水戸市内原町 1395番地の 1 ほか</p> <p>(3)工事内容 ・消防救急無線整備（無線基地局整備，無線制御装置等） ・共同指令センター整備（指令システム，ネットワーク機器等）</p> <p>(4)全体事業期間 平成 25～ 27年度</p>																											

「事務事業再構築結果」主なものの一覧

(単位 ;千円)

事業名	H26当初	H27当初	見直しの概要
いばらきブロードバンドネットワーク運営管理費	461,727	453,905 〔 7,822千円 を削減 〕	H28年3月からの更新に合わせた機器の見直し等により、 <u>事業費を縮小する。</u> H28.3からH33.2の5年間総額で、現行より約148百万円を削減。
東日本大震災復興緊急融資利子補給事業費（新規融資対象者分）	27,257	-	「東日本大震災復興緊急融資」の利用者に対する利子補給を行ってきたが、利用実績や他県状況などを踏まえ、新規融資対象者に対する <u>利子補給を廃止する。</u>
いばらきデザインカレバールアップ事業費	19,419	17,496 〔 1,923千円 を削減 〕	商業デザインの講習会等を行ってきたが、役割分担を見直し、委託先の自主事業として実施することとなったことから、 <u>事業費を縮小する。</u>
子育てママ再就職支援事業費	4,500	-	再就職を目指す女性に対する講座等の受講料の助成を行ってきたが、利用実績を踏まえ、類似する国事業への移行を図ることとし、 <u>事業を廃止する。</u>
道路公社貸付金	213,000	-	道路公社において、経費削減や有料道路等の利用促進に努め、資金不足が解消される見込みとなったことから、 <u>事業を廃止する。</u>

事業名	H26当初	H27当初	見直しの概要
契約取引推進体制強化事業費（契約取引産地整備事業）	3,400	-	生産規模拡大等に係る機械・施設の整備に対する補助を行ってきたが、中山間地域向けの支援を拡充するなど、事業体系を見直すこととし、 <u>事業を廃止する。</u>
いばらき農産物販売力強化事業費	6,500	3,500 〔3,000千円を削減〕	風評払拭に係るイベント開催・出展経費への補助を行ってきたが、県産食品に関する意識調査の結果、首都圏近郊の風評被害の改善が見られることから、 <u>事業費を縮小する。</u>
畜産担い手育成総合整備事業費補助	36,364	-	畜産の担い手への土地利用集積を進め、規模拡大のための整備に対する補助を行ってきたが、一定の成果が得られたことから、 <u>事業費を廃止する。</u>
いばらき理科教育推進事業費	7,811	3,208 〔4,603千円を削減〕	理科ボランティアの派遣を行ってきたが、各市町村において外部人材を発掘・活用し、自主事業として実施できる環境が整いつつあることから、 <u>事業費を縮小する。</u>
財務会計給与システム管理費	236,694	267,333	他県調査の結果、同様のシステム更新に際して、再リースで対応している例があったことから、H26更新分から再リースで対応することとし、 <u>事業費を縮小した。</u> 再リース期間H26.7からH27.3（H26執行分）として21,335千円を削減。
公用車の集中管理	-	- 〔H28以降に保有台数の削減等効果等〕	所管部局ごとに管理を行ってきたが、本庁所管の公用車のうち92台を、総務部で集中管理することで、事務効率化や利用率を踏まえた保有台数の削減等により、 <u>総コストの縮小を図る。</u>